

新町まちづくり計画

遠軽地区 4 町村合併協議会
(平成 3 1 年 3 月計画変更)

— もくじ —

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 住民のまちづくりへの期待	2
3. 計画の性格と期間	5
(1) 性格	
(2) 構成	
(3) 期間	
第1章 地域の概況	6
1. 沿革・地勢	6
(1) 沿革	
(2) 位置	
(3) 地勢	
2. 人口・世帯	9
(1) 総人口	
(2) 年齢別人口	
(3) 世帯	
(4) 就業人口	
(5) 人口流動	
3. 産業構造	16
4. 公共施設等	17
第2章 地域の特性とまちづくりの課題	18
1. 地域の特性	18
2. まちづくりの課題	22
第3章 主要指標の見通し	25
1. 人口の見通し	25
2. 世帯数の見通し	25
第4章 新しいまちの将来像	27
1. 基本理念	27
2. 将来像	28
3. 将来地域構造	29
4. 施策の基本方針	33

第5章 新しいまちの主要施策	35
---------------------------------	-----------

- | | |
|---|----|
| 1. 豊かな自然環境と共生するまちづくり | 37 |
| (1) 自然環境の保全・整備 | |
| (2) 地域の骨格づくり | |
| 2. 安全・安心で住みごちの良いまちづくり | 43 |
| (1) 快適・利便性の向上 | |
| (2) 安全な環境づくり | |
| 3. 元気な産業と活力あるまちづくり | 47 |
| (1) 地域と共生する産業の充実 | |
| (2) ふれあう産業の充実 | |
| (3) 雇用環境の創造 | |
| 4. 健康で生きがい大切に、互いにささえあうまちづくり | 52 |
| (1) やすらぎある社会づくり | |
| 5. いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり | 54 |
| (1) 生涯学習社会づくり | |
| (2) 地域文化の伝承・交流 | |
| 6. みんなで進める協働のまちづくり | 60 |
| (1) 地域ぐるみのまちづくり | |
| (2) 行財政運営 | |
| 7. 新しいふるさとづくりプロジェクト (『e-ISM～イーイズム』プロジェクト) | 64 |

第6章 北海道事業の必要性	66
--------------------------------	-----------

第7章 公共施設の整備・配置方針	67
-----------------------------------	-----------

第8章 財政計画	68
---------------------------	-----------

はじめに

1. 計画策定の趣旨

生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村の4町村では、これまで、それぞれの持つ個性や特徴をいかし、問題・課題の解決や将来のあるべき姿に向かって、まちづくりに取り組んできました。また、その一方で、相互に隣接した4町村は、道路や鉄道などを介して、地域的な連携を保っているほか、かつては、一つの自治体として機能していた時代もあるなど、一体感の醸成されやすい地域であるとも言えます。

新しいまちづくりを進めていくことになる合併については、地方分権の進展、厳しい経済動向や財政状況など、これからのまちづくりにあたって、直面するさまざまな課題を踏まえつつ、合併による前向きな力をいかし、魅力や活力にあふれるまちづくりを、一層、力強く継続して進めていくために、4町村が手を携えあい、知恵と力をあわせて取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、4町村が一体となって、新たなまちづくりを進めるにあたっての方向性を明らかにし、合併によるまちづくりが、円滑に進んでいくことを目的として、本計画を策定するものです。

2. 住民のまちづくりへの期待

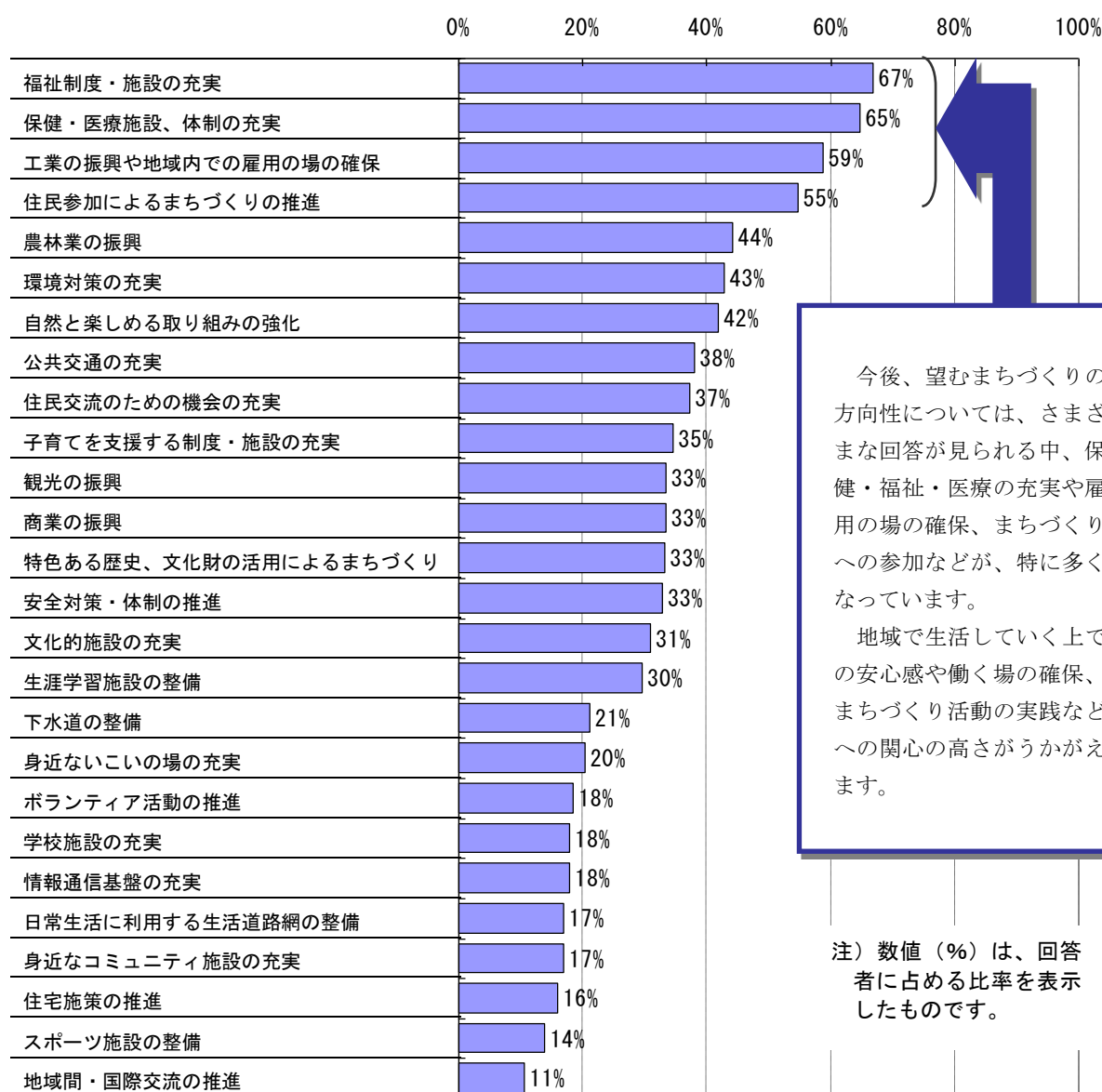
合併によるまちづくりの検討を進めるにあたり、平成15年8月に実施した、「新しいまちづくりについての調査」では、地域住民の考えるまちづくり、合併に対する意向などについて、次のような傾向が見られます。

～ まちづくりに望むこと

保健・福祉・医療の安心感、

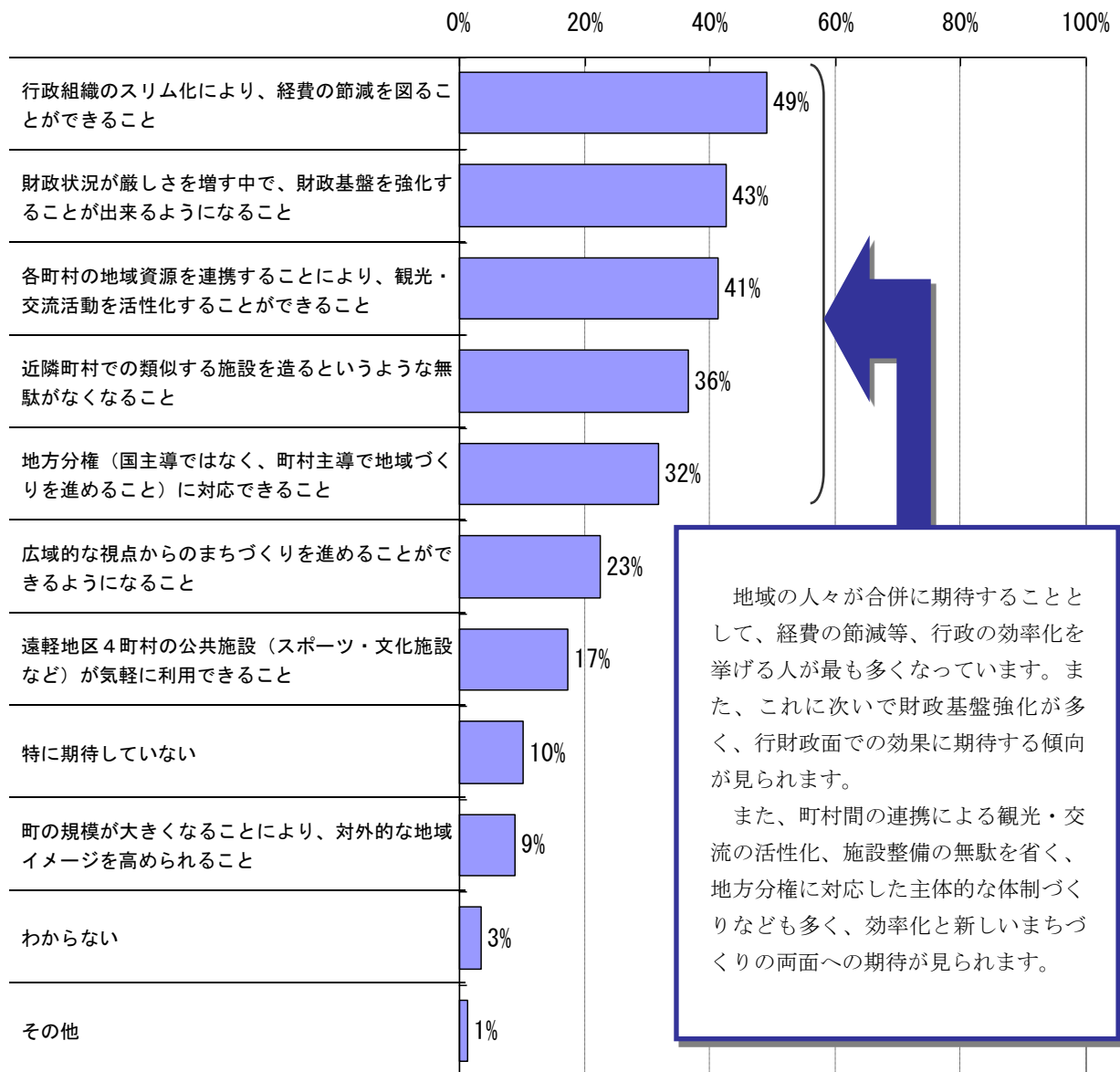
働く場やまちづくりへの参加などに高い関心が集まる

問. あなたが住む町の将来のまちづくりに向けての施策（事業）についてお聞きます。



～ 合併によるまちづくりに期待すること
行政の効率化や安定した財政基盤づくり、
観光・交流活動の活発化などに期待が高まる

問. 市町村合併について、あなたは主に何を期待しますか。

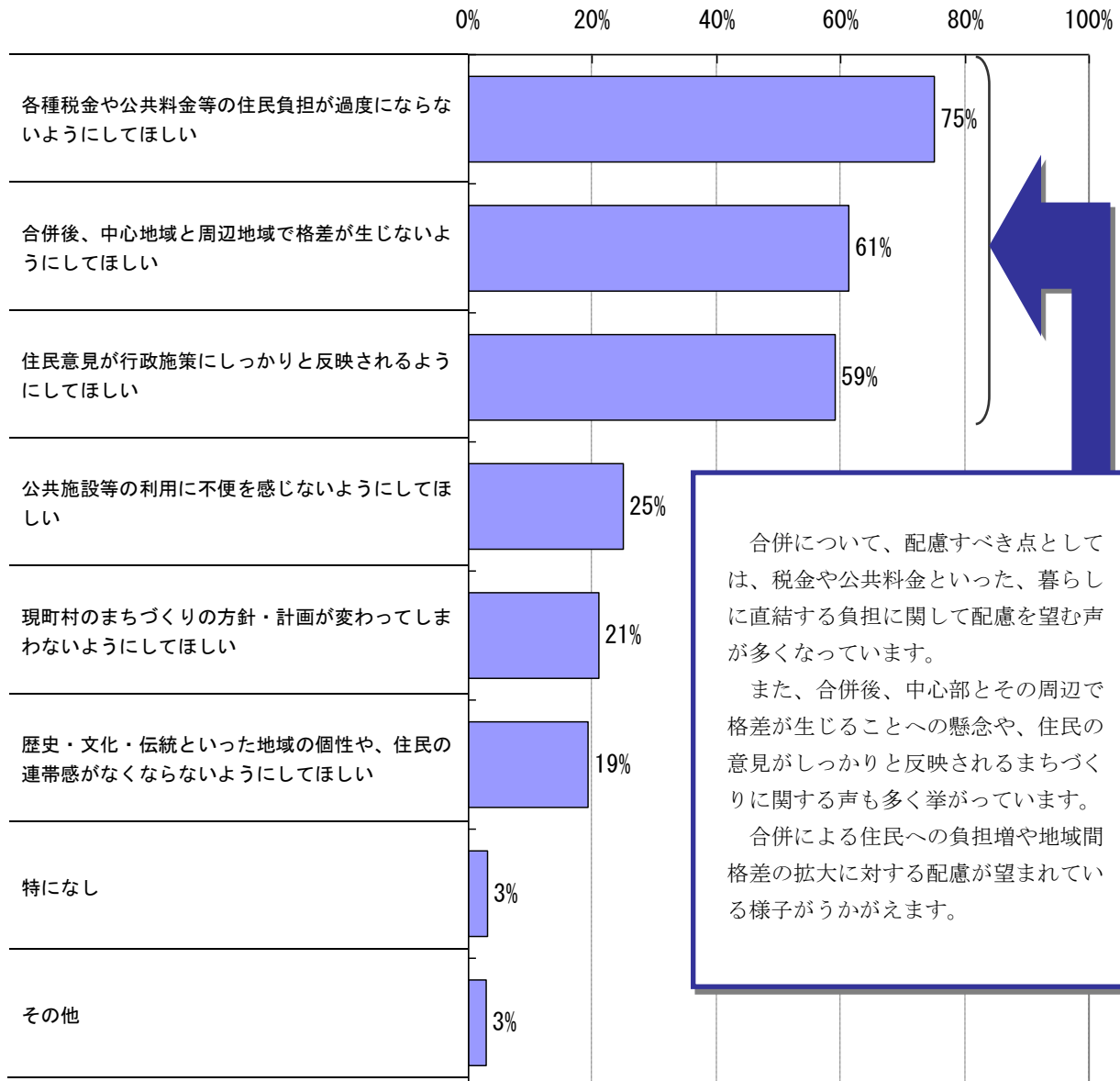


注) 数値 (%) は、回答者に占める比率を表示したものです。

～ 合併の不安について配慮すべきこと

経済的負担や地域間格差が広がることへの心配、
住民の意見が反映されるまちづくりが望まれる

問. 遠軽地区4町村が合併する場合、合併に対する不安に関して、
特に配慮してほしいと思われることは何ですか。



注) 数値 (%) は、回答者に占める比率を表示したものです。

3. 計画の性格と期間

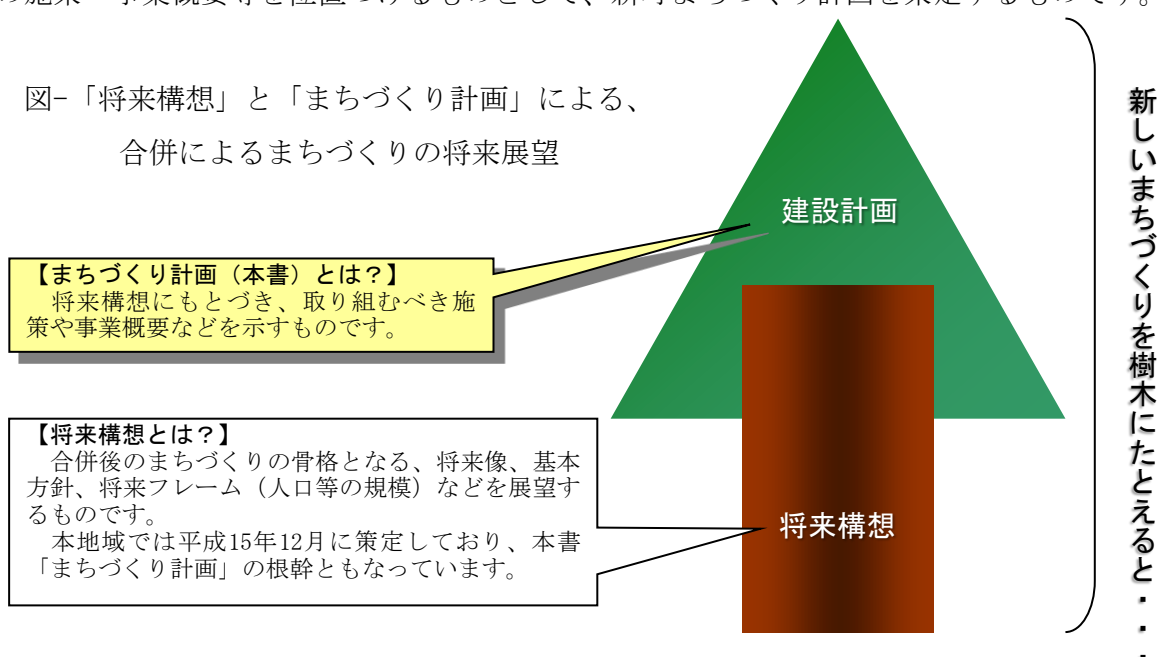
(1) 性格

本計画は、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村の、合併による新しいまちづくりに向け、4町村の基礎的な状況を確認するとともに、まちづくりのあり方、将来像や施策の体系・概要などを示すものです。

(2) 構成

合併によるまちづくりに関しては、平成15年12月に策定した「将来構想」にもとづき、個別の施策・事業概要等を位置づけるものとして、新町まちづくり計画を策定するものです。

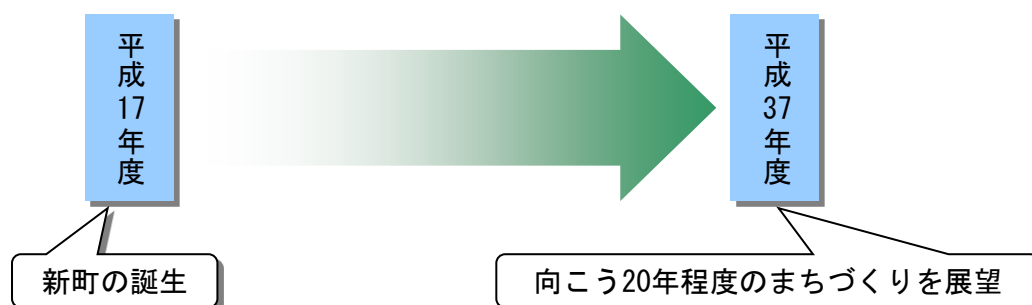
図-「将来構想」と「まちづくり計画」による、
合併によるまちづくりの将来展望



(3) 期間

新町が誕生する、平成17年度から平成37年度までの、おおむね20年間を展望する計画としています。

図-建設計画の期間

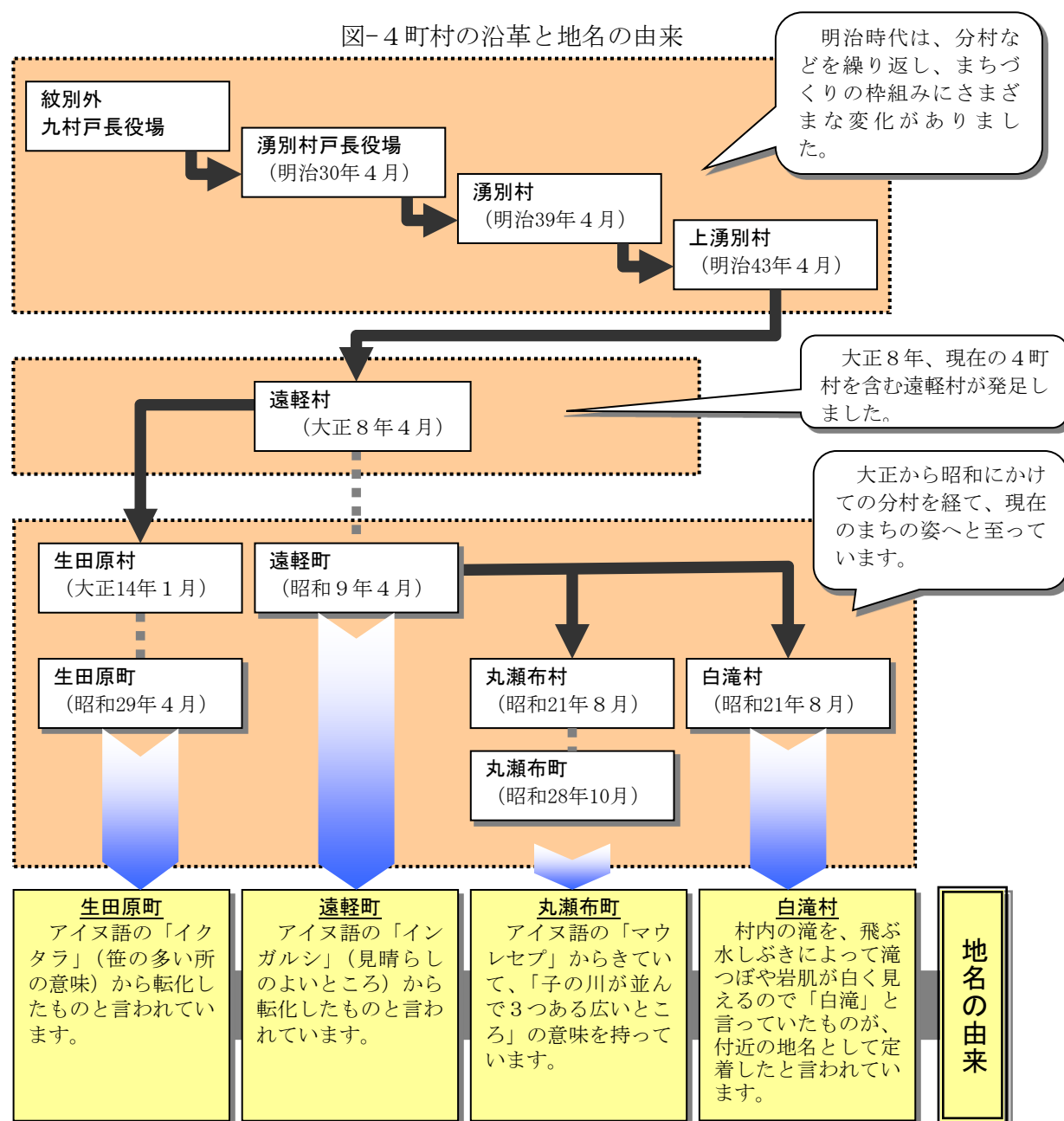


第1章 地域の概況

1. 沿革・地勢

(1) 沿革

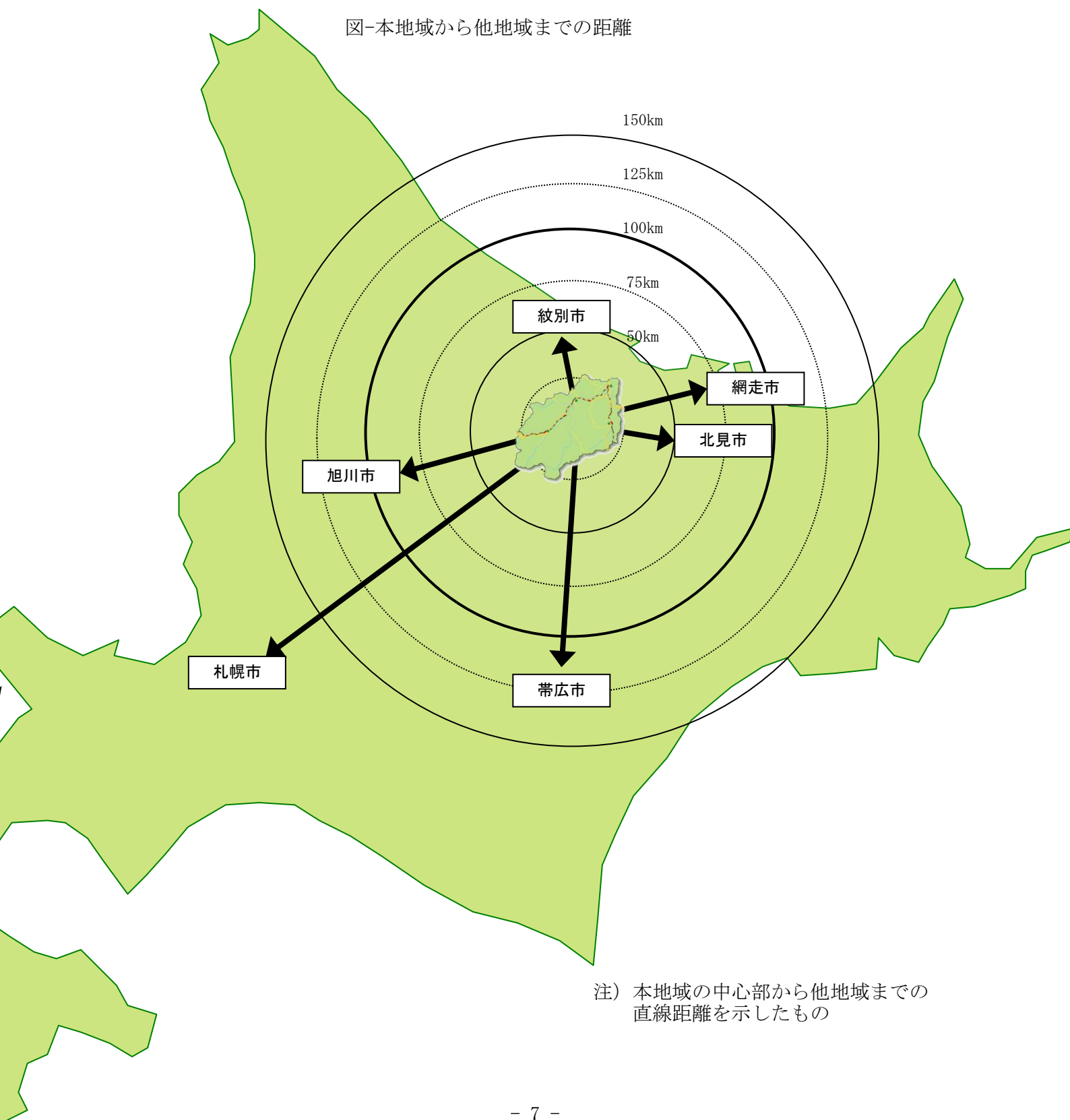
4町村は、かつては一つの村であった時代もあり、分村や町制施行などの動きを経て、大正から昭和にかけて、現在の4町村が形づくられました。



（２）位置

本地域は、北海道の中央から北東方面に位置し、４町村をあわせた面積は1,332.45km²となっています。オホーツク海側には、紋別市、北見市、網走市が位置し、西には旭川市、南には帯広市が、それぞれ位置しています。

図-本地域から他地域までの距離



(3) 地勢

本地域は、周囲を山林に囲まれた地勢を呈しており、湧別川や生田原川の河川に沿って、帯状に平地部が広がっています。さらに、南西方向に位置する、大雪山系の山々などから生まれる川の流れが、平地部に向かい、湧別川や生田原川に合流し、オホーツク海方面に流下するという、豊かな環境を形成しています。

図-地域の地勢概念

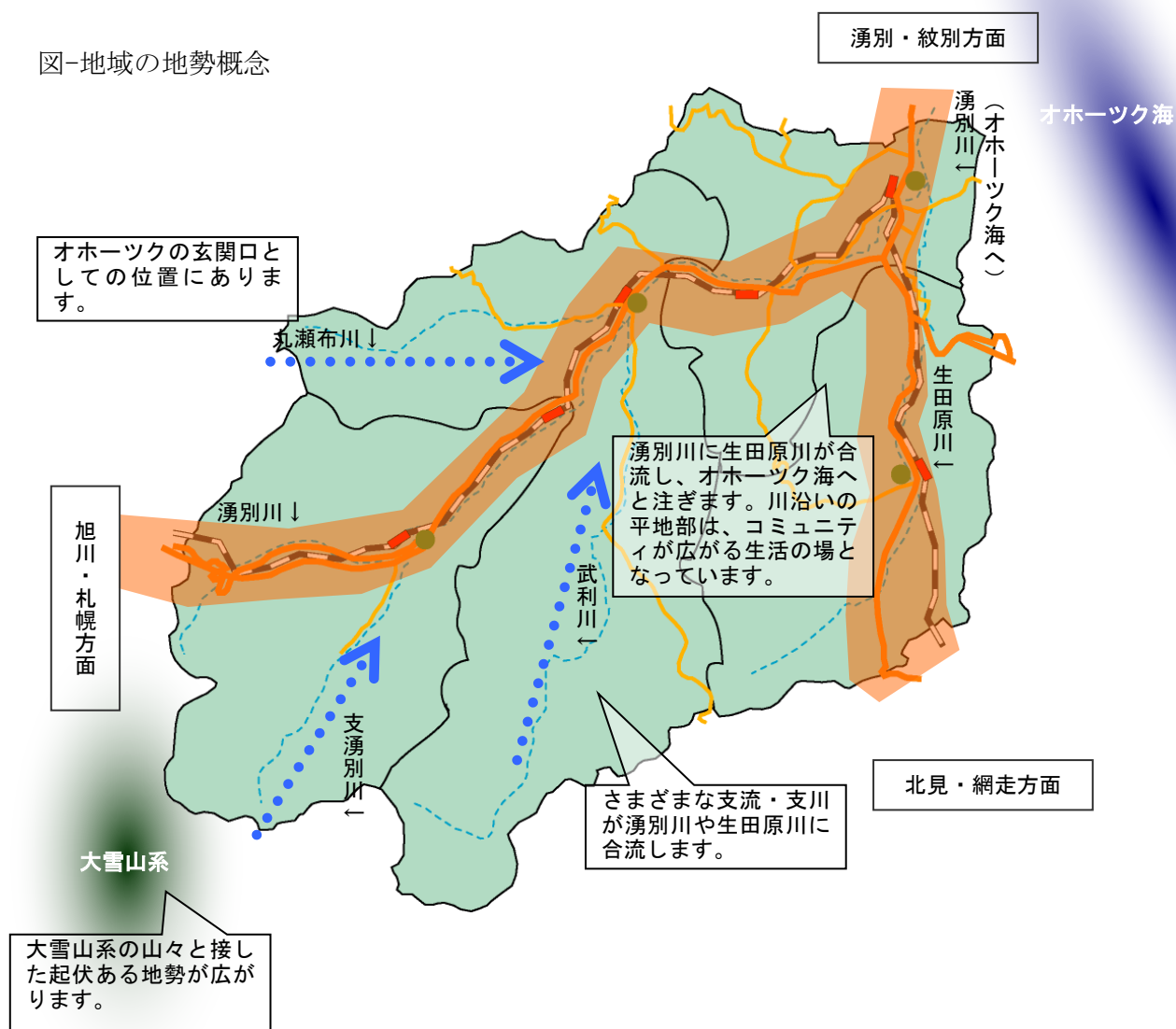


表-地域の面積

町 村 名	総 面 積	可住地面積	可住地面積比率
生田原町	(269.10)km ²	43.04 km ²	16.0%
遠 軽 町	(210.13)km ²	59.47 km ²	28.3%
丸瀬布町	(510.13)km ²	38.94 km ²	7.6%
白 滝 村	(342.96)km ²	53.90 km ²	15.7%
合 計	1,332.45 km ²	195.35 km ²	14.7%

注) 可住地とは、総面積から森林・原野、湖沼面積を除いたもの。

注) 面積計測方法の変更により、総面積の合計のみが変更されています。

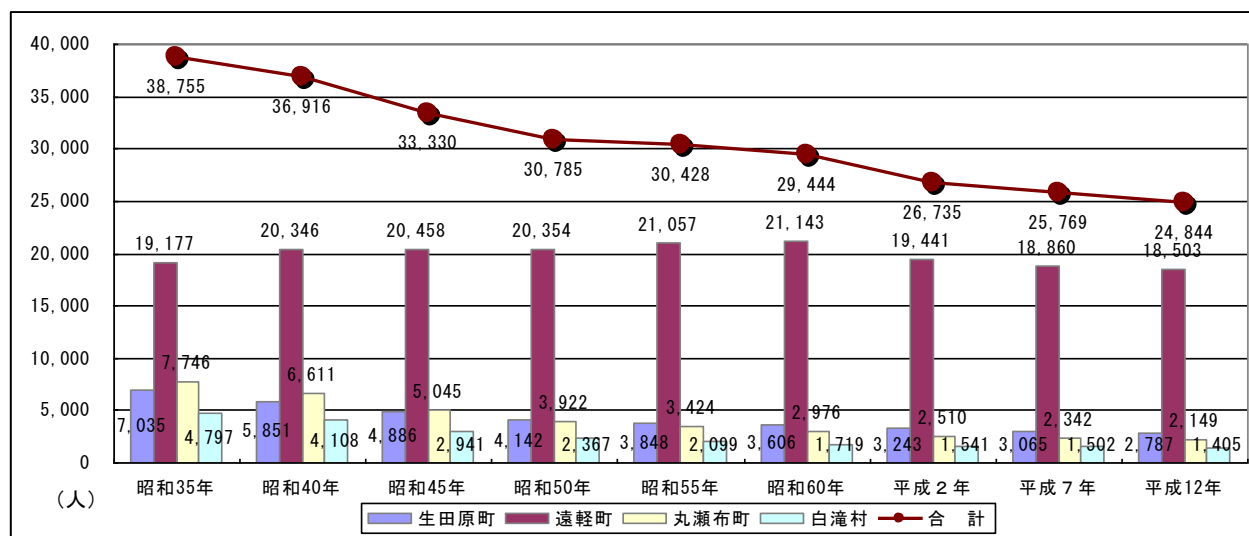
(資料：国土地理院資料等)

2. 人口・世帯

(1) 総人口

遠軽地区4町村全体の人口は、減少基調で推移しており、昭和60年まで増加傾向が見られた遠軽町でも、近年は減少へと転じています。

図-総人口の動向



(資料：国勢調査)

表-総人口の動向

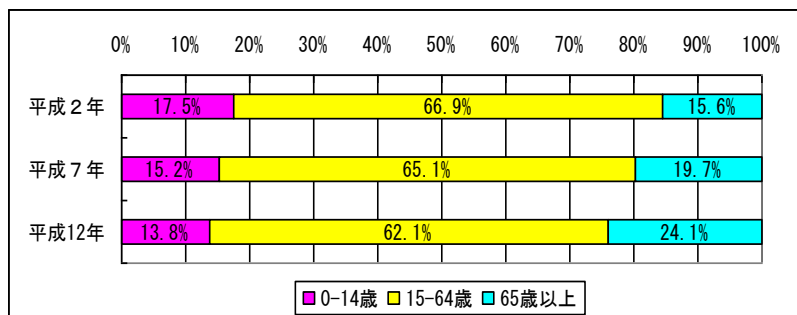
		総人口 (人)									(参考)	人口密度(人 /km ²)	可住地 人口密度(人 /km ²)
		昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年			
実数	生田原町	7,035	5,851	4,886	4,142	3,848	3,606	3,243	3,065	2,787	2,603	10.3	64.8
	遠 軽 町	19,177	20,346	20,458	20,354	21,057	21,143	19,441	18,860	18,503	18,475	88.2	311.1
	丸瀬布町	7,746	6,611	5,045	3,922	3,424	2,976	2,510	2,342	2,149	2,074	4.2	55.2
	白 滝 村	4,797	4,108	2,941	2,367	2,099	1,719	1,541	1,502	1,405	1,189	4.1	26.1
	合 計	38,755	36,916	33,330	30,785	30,428	29,444	26,735	25,769	24,844	24,341	18.6	127.2
5年間の 増減率	生田原町	-	-16.8%	-16.5%	-15.2%	-7.1%	-6.3%	-10.1%	-5.5%	-9.1%			
	遠 軽 町	-	6.1%	0.6%	-0.5%	3.5%	0.4%	-8.0%	-3.0%	-1.9%			
	丸瀬布町	-	-14.7%	-23.7%	-22.3%	-12.7%	-13.1%	-15.7%	-6.7%	-8.2%			
	白 滝 村	-	-14.4%	-28.4%	-19.5%	-11.3%	-18.1%	-10.4%	-2.5%	-6.5%			
	合 計	-	-4.7%	-9.7%	-7.6%	-1.2%	-3.2%	-9.2%	-3.6%	-3.6%			

資料：国勢調査、参考値は住民基本台帳(平成16年4月末現在)

（２）年齢別人口

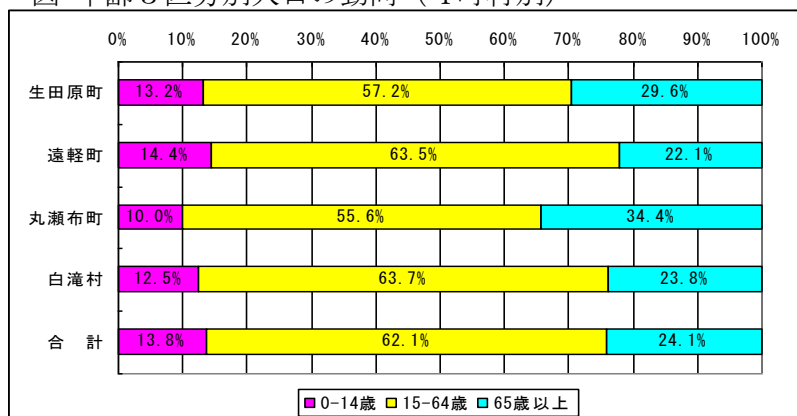
年齢３区分別の人口構成をみると、全国的な傾向と同様、本地域においても少子高齢化が進行しています。

図-年齢３区分別人口の推移



(資料：国勢調査)

図-年齢３区分別人口の動向（４町村別）



(資料：平成12年国勢調査)

表-年齢３区分別人口の動向

		平成 2 年				平成 7 年				平成 12年			
		総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上
実数	生田原町	3,243	559	2,096	588	3,065	454	1,911	700	2,787	368	1,593	826
	遠 軽 町	19,441	3,514	13,171	2,756	18,860	3,017	12,424	3,398	18,503	2,663	11,754	4,079
	丸瀬布町	2,510	352	1,599	559	2,342	261	1,420	661	2,149	215	1,194	740
	白 滝 村	1,541	246	1,022	273	1,502	190	1,000	312	1,405	175	895	335
	合 計	26,735	4,671	17,888	4,176	25,769	3,922	16,755	5,071	24,844	3,421	15,436	5,980
構成比	生田原町	100.0%	17.3%	64.6%	18.1%	100.0%	14.8%	62.3%	22.8%	100.0%	13.2%	57.2%	29.6%
	遠 軽 町	100.0%	18.1%	67.7%	14.2%	100.0%	16.0%	65.9%	18.0%	100.0%	14.4%	63.5%	22.0%
	丸瀬布町	100.0%	14.0%	63.7%	22.3%	100.0%	11.2%	60.6%	28.2%	100.0%	10.0%	55.6%	34.4%
	白 滝 村	100.0%	16.0%	66.3%	17.7%	100.0%	12.6%	66.6%	20.8%	100.0%	12.5%	63.7%	23.8%
	合 計	100.0%	17.5%	66.9%	15.6%	100.0%	15.2%	65.1%	19.7%	100.0%	13.8%	62.1%	24.1%

注) 総数には年齢不詳を含むため各区分合計に一致しない場合がある。

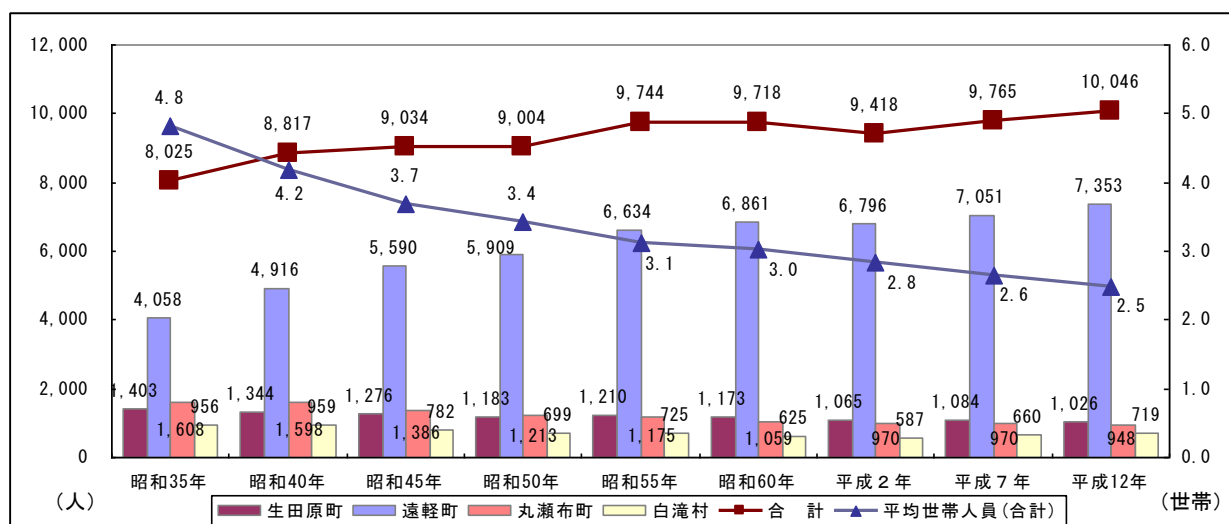
(資料：国勢調査)

(3) 世帯

核家族化の進行等により、全国的な動向と同様、本地域においても、平均世帯人員の減少傾向が続き、地域全体の世帯数は、増加傾向にあります。

一方、65歳以上の高齢者のいる世帯は、丸瀬布町、生田原町で比較的高く、そのうち丸瀬布町では単身世帯の割合が、生田原町では夫婦世帯の割合が、高くなっているのが特徴となっています。

図-世帯の動向



(資料：国勢調査)

表-世帯の動向

		世帯数									(参考) 平成 16年
		昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	
世帯 数	生田原町	1,403	1,382	1,276	1,183	1,210	1,173	1,065	1,084	1,026	1,040
	遠 軽 町	4,058	4,916	5,590	5,909	6,634	6,861	6,796	7,051	7,353	8,290
	丸瀬布町	1,608	1,598	1,386	1,213	1,175	1,059	970	970	948	1,048
	白 滝 村	956	959	782	699	725	625	587	660	719	537
	合 計	8,025	8,855	9,034	9,004	9,744	9,718	9,418	9,765	10,046	10,915
平均 世帯 人員	生田原町	5.0	4.2	3.8	3.5	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	
	遠 軽 町	4.7	4.1	3.7	3.4	3.2	3.1	2.9	2.7	2.5	
	丸瀬布町	4.8	4.1	3.6	3.2	2.9	2.8	2.6	2.4	2.3	
	白 滝 村	5.0	4.3	3.8	3.4	2.9	2.8	2.6	2.3	2.0	
	合 計	4.8	4.2	3.7	3.4	3.1	3.0	2.8	2.6	2.5	

(資料：国勢調査、参考値は住民基本台帳(平成16年4月末現在))

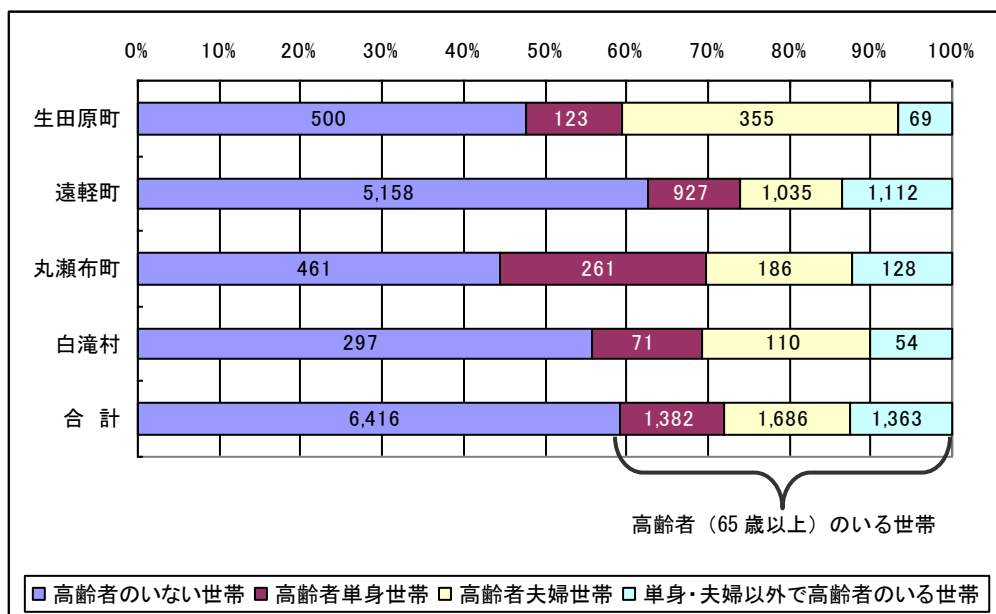
表-高齢者世帯の形態

			総 世 帯 数 （平成15年10月現在住民基本台帳 ）					
			65歳以上の高齢者のいる世帯総数					
			単 身 世 帯 数	夫 婦 世 帯 数		その他		
				うち、在宅の単身世帯数	うち、2人とも65歳以上世帯数			
世帯数	生田原町	1,047	547	123	110	355	232	69
	遠 軽 町	8,232	3,074	927	846	1,035	986	1,112
	丸瀬布町	1,036	575	261	158	186	141	128
	白 滝 村	532	235	71	71	110	84	54
	合 計	10,847	4,431	1,382	1,185	1,686	1,443	1,363
構成比	生田原町	100.0%	52.2%	11.7%	10.5%	33.9%	22.2%	6.6%
	遠 軽 町	100.0%	37.3%	11.3%	10.3%	12.6%	12.0%	13.5%
	丸瀬布町	100.0%	55.5%	25.2%	15.3%	18.0%	13.6%	12.4%
	白 滝 村	100.0%	44.2%	13.3%	13.3%	20.7%	15.8%	10.2%
	合 計	100.0%	40.9%	12.7%	10.9%	15.5%	13.3%	12.6%

（資料：高齢者状況調査）

図-高齢者世帯の形態

（平成15年10月現在）



注）総世帯数に対する割合を示す。（棒グラフ上の数値は当該世帯数値）

（資料：住民基本台帳）

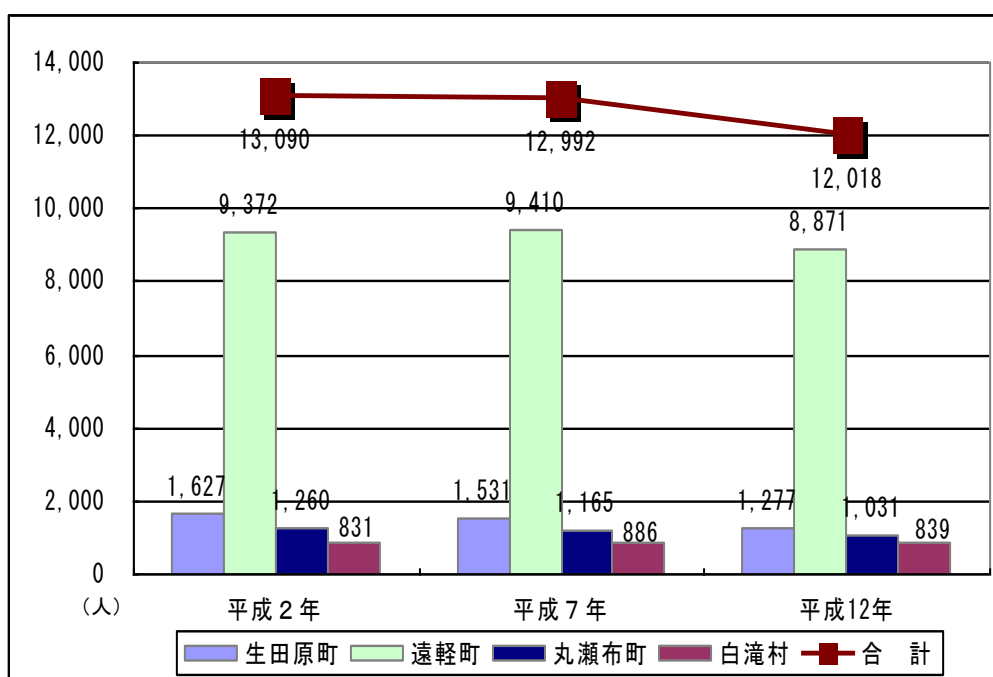
(4) 就業人口

本地域の就業人口（15歳以上）は、横ばいから、やや減少基調での推移となっています。

農林業離れやサービス業の伸展など、第3次産業就業者の増加が全国的に進むなか、本地域においても、第1次産業就業者の減少、第3次産業就業者の増加という傾向が続いています。

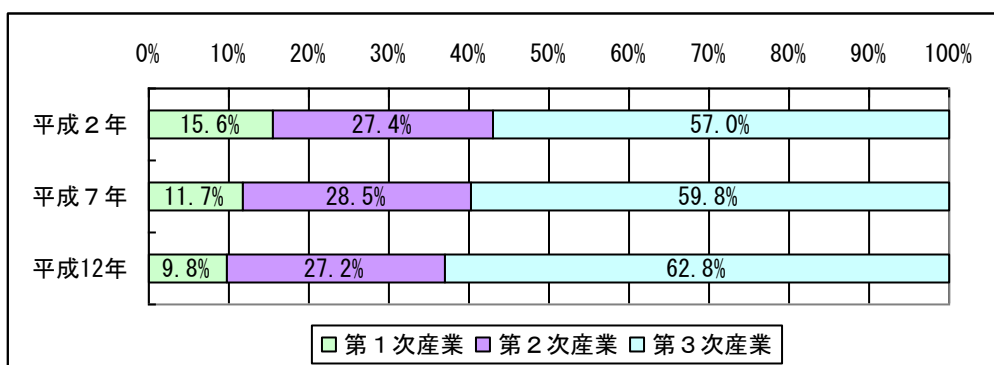
町村別にみると、生田原町、丸瀬布町、白滝村では、第1次産業就業者の割合が比較的高く、遠軽町では、第3次産業就業者の割合が高くなっています。

図-就業人口の推移



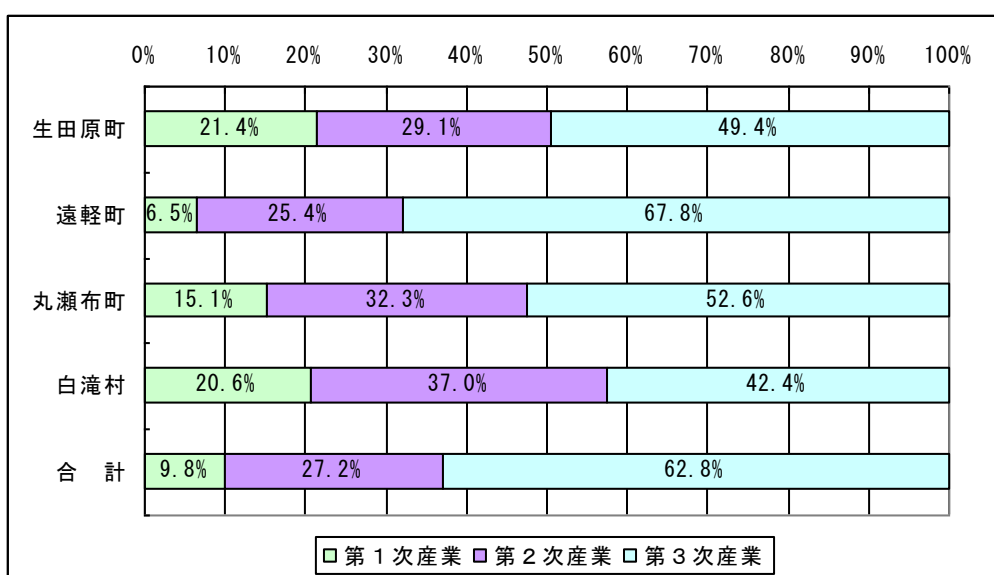
(資料：国勢調査)

図-産業別就業人口の推移



(資料：国勢調査)

図-産業別就業人口の動向（4町村別）



(資料：平成12年国勢調査)

表-産業別就業人口の動向

		平成 2年				平成 7年				平成 12年			
		総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
実数	生田原町	1,627	526	524	577	1,531	389	490	652	1,277	273	372	631
	遠 軽 町	9,372	911	2,426	6,034	9,410	687	2,513	6,207	8,871	576	2,251	6,014
	丸瀬布町	1,260	320	417	523	1,165	207	403	555	1,031	156	333	542
	白 滝 村	831	283	220	328	886	235	293	358	839	173	310	356
	合 計	13,090	2,040	3,587	7,462	12,992	1,518	3,699	7,772	12,018	1,178	3,266	7,543
構成比	生田原町	100.0%	32.3%	32.2%	35.5%	100.0%	25.4%	32.0%	42.6%	100.0%	21.4%	29.1%	49.4%
	遠 軽 町	100.0%	9.7%	25.9%	64.4%	100.0%	7.3%	26.7%	66.0%	100.0%	6.5%	25.4%	67.8%
	丸瀬布町	100.0%	25.4%	33.1%	41.5%	100.0%	17.8%	34.6%	47.6%	100.0%	15.1%	32.3%	52.6%
	白 滝 村	100.0%	34.0%	26.5%	39.5%	100.0%	26.5%	33.1%	40.4%	100.0%	20.6%	37.0%	42.4%
	合 計	100.0%	14.3%	27.5%	58.2%	100.0%	10.6%	28.1%	61.2%	100.0%	9.8%	27.2%	62.8%

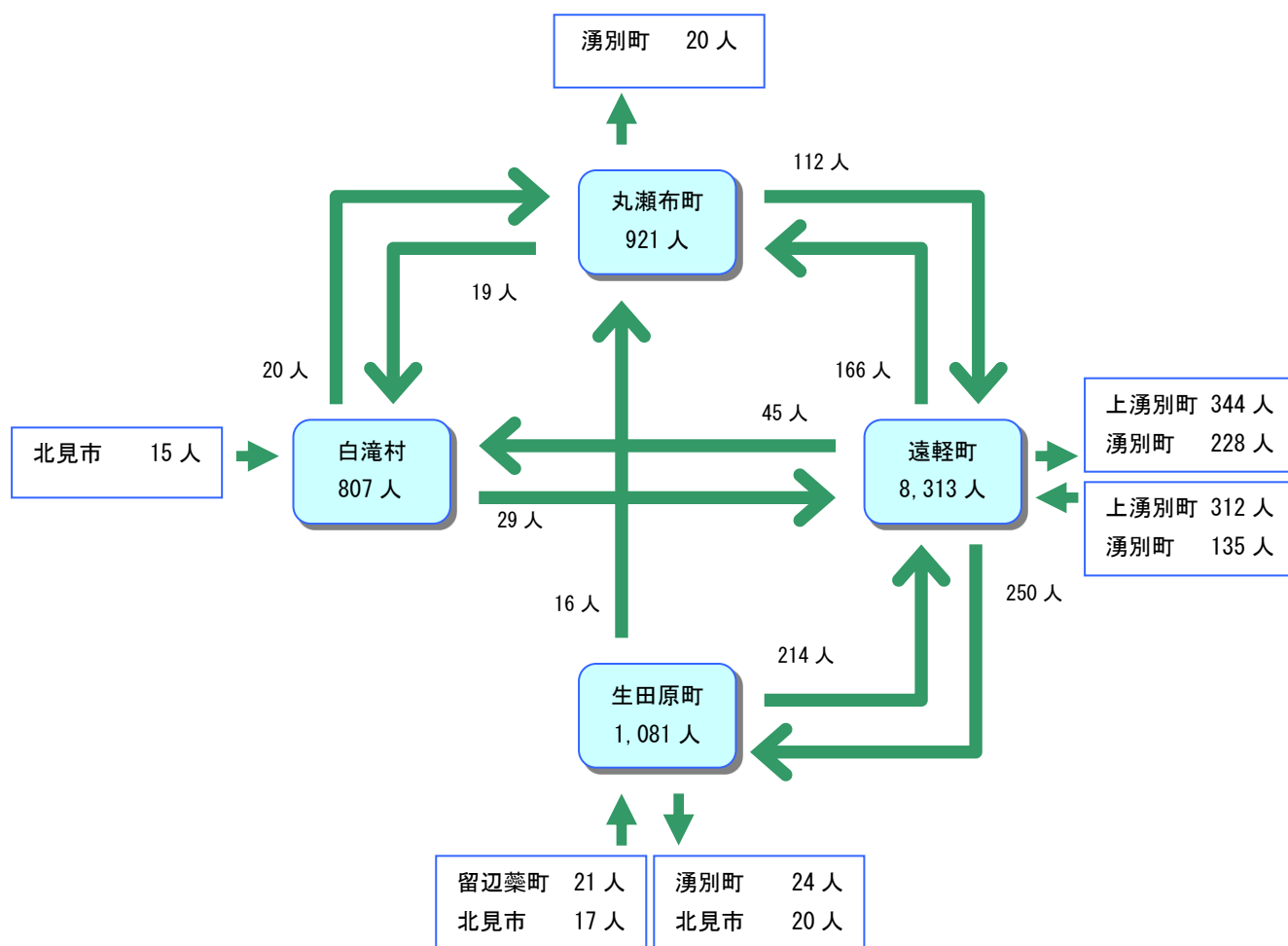
注) 総数には、分類不能を含むため、各区分合計に一致しない場合がある。

(資料：国勢調査)

（５）人口流動

就業や通学での人口の動きをみると、４町村のいずれにおいても、自町村内で就業・通学する人の割合が高くなっています。一方、町村間では、遠軽町と生田原町、丸瀬布町との間の動きが比較的多くなっています。また、遠軽町では、本地域外の上湧別町、湧別町との間の動きが特徴となっています。

図－人口流動（就業・通学）



注）４町村内では10人以上の流動のあるもの、４町村外では代表的なものを表示している。

（資料：平成12年国勢調査）

3. 産業構造

本地域の産業は、環境に根ざした農林業をはじめ、木材加工等の工業、地場を中心とした商業、観光・レジャーなどのサービス業等により構成されています。

表-産業関連指標の動向

	農業	工業			商業		
	平成14年	平成14年			平成14年		
	農業粗 生産額 (百万円)	事業 所数	従業 者数 (人)	製造品 出荷額等 (百万円)	商店数	従業 者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
生田原町	1,250	9	128	1,589	37	117	1,238
遠 軽 町	2,600	23	405	4,904	231	1,558	33,581
丸瀬布町	550	4	167	2,594	33	110	1,787
白 滝 村	1,010	4	34	473	16	52	749
合 計	5,410	40	734	9,560	517	1,837	37,355

(資料：生産農業所得統計、工業統計調査、商業統計調査)

表-森林面積

(単位：ha)

	所 有 区 分	計	天然林	人工林	無立木地	その他
生田原町	森林管理局所管国有林	16,289	7,549	8,080	28	633
	国立大学演習林	-	-	-	-	-
	その他国有林	-	-	-	-	-
	道有林	-	-	-	-	-
	市町村有林	1,071	603	467	1	-
	その他民有林	5,840	2,365	3,377	98	-
	計	23,200	10,517	11,924	126	633
遠 軽 町	森林管理局所管国有林	7,818	3,846	3,609	11	351
	国立大学演習林	-	-	-	-	-
	その他国有林	88	88	-	-	-
	道有林	-	-	-	-	-
	市町村有林	1,143	311	791	40	-
	その他民有林	6,321	1,666	4,368	288	-
	計	15,370	5,911	8,768	339	351
丸瀬布町	森林管理局所管国有林	47,262	33,821	11,326	5	2,109
	国立大学演習林	-	-	-	-	-
	その他国有林	-	-	-	-	-
	道有林	-	-	-	-	-
	市町村有林	611	234	371	5	-
	その他民有林	1,281	640	546	95	-
	計	49,154	34,696	12,243	105	2,109
白 滝 村	森林管理局所管国有林	28,588	22,033	4,379	0	2,176
	国立大学演習林	-	-	-	-	-
	その他国有林	-	-	-	-	-
	道有林	-	-	-	-	-
	市町村有林	670	292	370	8	-
	その他民有林	1,728	870	774	85	-
	計	30,987	23,195	5,523	93	2,176

(資料：平成14年度北海道林業統計)

4. 公共施設等

表-公共施設等の整備状況

施設種別			単位	生田原町	遠 軽 町	丸瀬布町	白 滝 村	調査年月	備考
道路	国道	路線数	路線	2	2	1	2	H15. 4. 1	
		実延長	km	33. 1	20. 7	11. 1	42. 9	H15. 4. 1	
		改良済延長	Km	33. 1	20. 7	11. 1	42. 9	H15. 4. 1	
		改良率	%	100	100	100	100	H15. 4. 1	
		舗装済延長	km	33. 1	20. 7	11. 1	42. 9	H15. 4. 1	
		舗装率	%	100	100	100	100	H15. 4. 1	
	道道	路線数	路線	2	8	3	1	H15. 4. 1	
		実延長	km	14. 5	54. 0	51. 3	11. 7	H15. 4. 1	
		改良済延長	km	10. 2	49. 4	38. 2	11. 7	H15. 4. 1	
		改良率	%	70. 3	91. 5	74. 5	100	H15. 4. 1	
		舗装済延長	km	10. 2	50. 3	37. 5	11. 7	H15. 4. 1	
		舗装率	%	70. 3	93. 2	73. 1	100	H15. 4. 1	
	町村道	路線数	路線	123	451	141	84	H15. 4. 1	
		実延長	m	111, 061	288, 219	117, 117	109, 449	H15. 4. 1	
		改良済延長	m	59, 251	110, 487	62, 263	75, 714	H15. 4. 1	
		改良率	%	53. 3	38. 3	53. 2	69. 2	H15. 4. 1	
舗装済延長		m	56, 998	85, 401	57, 070	39, 693	H15. 4. 1		
舗装率		%	51. 3	29. 6	48. 7	36. 3	H15. 4. 1		
橋りょう		橋数		45	72	37	36	H15. 4. 1	
		うち永久橋		45	65	37	35	H15. 4. 1	
上水道・簡易水道		普及率(人口あたり)	%	80. 4	91. 8	92. 3	75. 8	H15. 3. 31	
生活排水処理施設		整備率(人口あたり)	%		54. 4			H15. 3. 31	
		処理人口	人		13, 510			H15. 3. 31	
		水洗便所設置率	%		75. 5			H15. 3. 31	
町村営住宅		戸数	戸	275	488	220	144	H15. 3. 31	
ごみ		年間排出量	t	885	14, 814	2, 349	347	H15. 3. 31	
消防	消防団	分団数		2	8	1	2	H15. 4. 1	
		団員数	人	63	146	58	52	H15. 4. 1	
高齢者福祉	養護老人ホーム	施設数				1		H15. 10. 1	
	特別養護老人ホーム	施設数			1	1		H15. 10. 1	
	介護老人保健施設	施設数		1				H15. 10. 1	
	ショートステイ	提供施設数			1	1		H15. 10. 1	
	デイサービス	提供施設数			2	1	1	H15. 10. 1	
	生活支援施設	施設数			2		1	H15. 10. 1	
	在宅介護支援センター	施設数		1	2	1	1	H15. 10. 1	
障害者福祉	関連施設	施設数		1				H15. 10. 1	
児童福祉	関連施設	施設数		4	5	1	1	H15. 10. 1	
その他福祉	関連施設	施設数		3	3			H15. 3. 31	
保健	関連施設	施設数			1			H15. 3. 31	
医療	関連施設	施設数		3	20	2	2	H15. 3. 31	
学校	小学校	施設数	校	2	5	2	2	H15. 5. 1	
	中学校	施設数	校	2	2	1	1	H15. 5. 1	
	高等学校	施設数	校		2			H15. 5. 1	
	その他	施設数	校	1	2		1	H15. 5. 1	
文化会館・生涯学習センター等		施設数		1	14	1		H15. 3. 31	
公民館		施設数		2		1		H15. 3. 31	
図書館		施設数		1	1			H15. 3. 31	
スポーツ施設	体育館	施設数		1	5	1		H15. 3. 31	
	野球場	施設数		1	1	1		H15. 3. 31	
	球技場	施設数			1	2		H15. 3. 31	
	その他	施設数		4	10	3	1	H15. 3. 31	

第2章 地域の特性とまちづくりの課題

1. 地域の特性

○豊かな環境に育まれ、共生する地域

自然の豊かさが大きな特徴である道内においても、とりわけ、本地域は、北大雪の山系からオホーツク海方面を中継する場所に位置することから、広大な森林と豊富な水辺環境が、代表的な地域資源であると言えます。

また、こうした環境は、人々の生活や産業など、地域のなりたちにも大きな影響を与えており、木材を利用したさまざまな産業や、おいしい水、温泉を利用したくらし、観光レジャーなどが実践できる、豊かでうるおいのある環境が形成されています。

4町村には、さまざまな「環境共生型」の産業や生活の場が広がっており、一つひとつのそうした個性も、4町村としてまとめると、地域として、環境とともに歩んでいく方向性がより明確に見えてきます。

表-緑や水環境との共生例

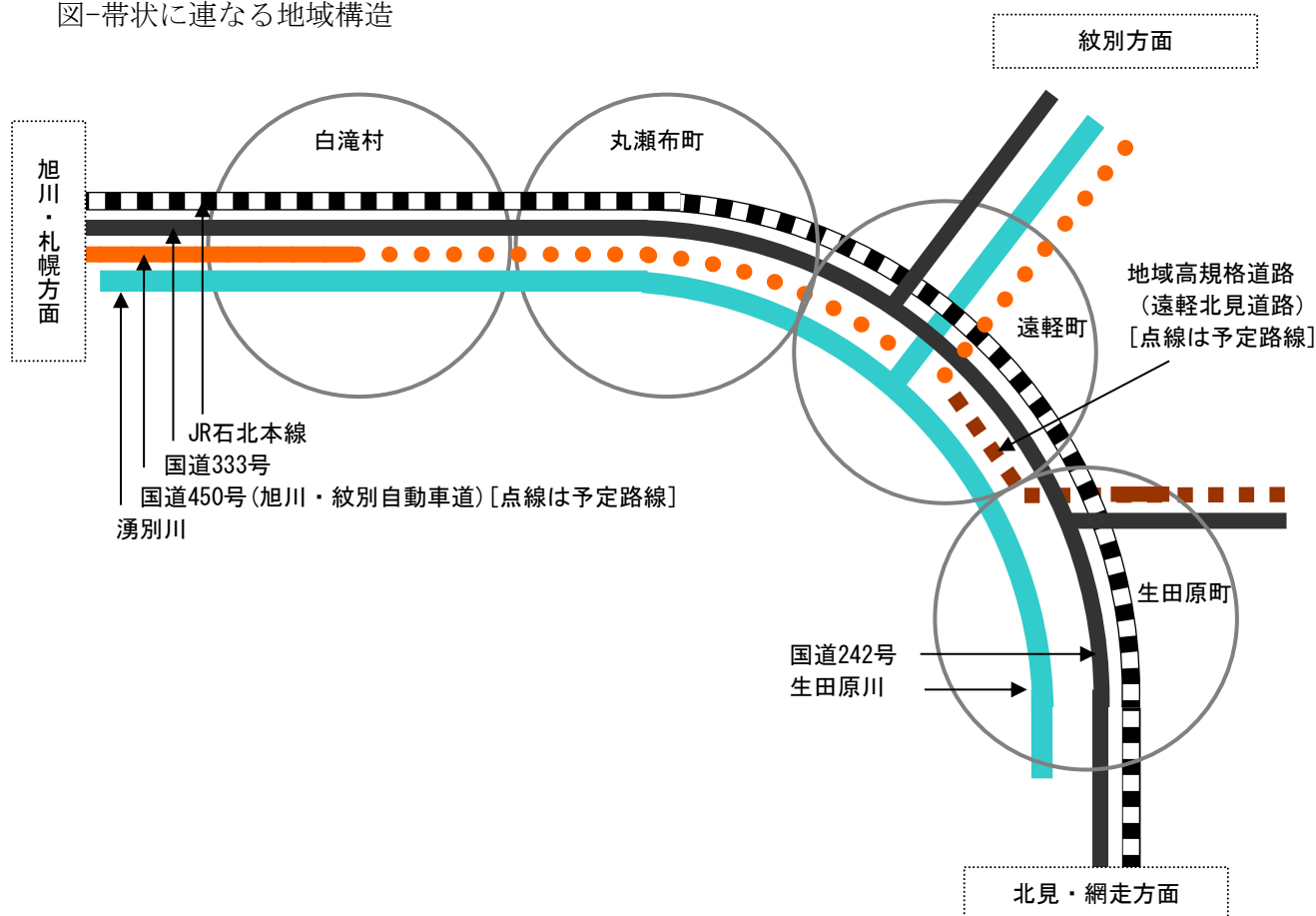
	森林・丘陵などの豊かな緑	うるおいあふれる水資源等	備 考
地域産業としての活用	○楽器の材料として (ピアノ向け木材の加工) ○スポーツ用品の材料として (バット材料の加工) ○畜産 (肉・乳製品) ○特用林産物 (山菜、きのこ)	○水資源を利用した産品 (地ビール、ワイン等酒類) ○水環境を新たに利用した産品 (じゅんさいなど)	一部観光特産品としての利用もされている。
生涯学習等日常生活・観光レジャーゾーンとしての活用	○キャンプ場 (いこいの森、白滝高原など) ○スキー場など (北大雪、ロッカバレー) ○木工芸、木芸加工品 (ちゃちゃワールド、ピノキウス、木楽館、木芸館など) ○動植物とのふれあい (昆虫生態館、太陽の丘えんがる公園など) ○農場景観	○温泉 (生田原温泉、瀬戸瀬温泉、丸瀬布温泉、白滝温泉) ○釣り ○蛇口をひねればおいしい水 ○河畔に広がるコミュニティ	

○ 1本の帯状に連なる地域

「北海道の屋根」とも言うべき、大雪山系の北東側に位置するとともに、流水などの厳しい自然で知られるオホーツク海を東に望む本地域は、起伏ある地勢条件のもと、湧別川や生田原川といった山間を流れる川に沿って、集落が開かれたという歴史を有しています。そのため、現在の4町村の中心地も、これら河川に沿うような形で位置しており、全体として一つの帯を形づくっています。

道路や鉄道といった交通基盤についても、国道242号、333号、450号（旭川・紋別自動車道）、地域高規格道路（遠軽北見道路）やJR石北本線が、地域を横断・縦貫する一つの基幹軸としての役割を果たし、地域の帯としての骨格を形成しています。

図-帯状に連なる地域構造



○多彩なまちづくり文化の発信

4町村は、お互いに連携しながらも、その地勢や環境には、さまざまな違いがみられます。まちづくりにおいても、4つの個性をいかした取り組みが行われており、それぞれの条件・特徴を踏まえ、さまざまな形で実践されています。

表-まちづくり文化の発信例

	考え方	実践例	備 考
オホーツク文学をテーマとしたまちづくり (生田原町)	オホーツク圏を題材とした文学をテーマに、作家や作品の探訪、市民文学としての活動を促進するなど、ハード・ソフトにわたる取り組みを行っています。	○オホーツク文学の紹介施設「オホーツク文学館」 ○オホーツク文学をテーマとしたいこいの場「オホーツク文学碑公園」「オホーツク文学の道」 ○市民文学としての創作機会「歌句碑ロード」 ○「オホーツク文学館短歌賞・俳句賞」の創設、「文芸いくたはら」の発行	
花いっぱいのもちづくり～太陽の丘えんがる公園（遠軽町）	地域住民のいこいの場となっている「太陽の丘えんがる公園」一帯の拠点性向上、四季の花々をテーマとしたまちづくりを行っています。	○虹のエリア（つつじ畑・コスモス畑） ○キャンプ場 ○がんぼう岩 ○見晴牧場 ○施設等 (虹のひろば、先史資料館、サンヒルハウス、フラワーヒルハウス、展望台など)	
観光レジャー・自然学習の拠点空間～いこいの森（丸瀬布町）	キャンプをはじめとする総合レジャーの拠点空間として、長期にわたり充実を図っています。	○キャンプ/オートキャンプ場 ○SL（林鉄SL雨宮号） ○フィッシング大会（武利川） ○昆虫生態館（蝶など） ○丸瀬布温泉やまびこ など	
旧石器時代の歴史探訪～文化財の活用（白滝村）	国内最大級の黒曜石原産地「赤石山」を中心として、湧別川流域に旧石器時代の遺跡が数多く所在することから、文化財や黒曜石を活用したまちづくりを行っています。	○平成元年、国指定史跡「白滝遺跡」に指定 ○平成9年、「白滝遺跡群」として追加指定 ○黒曜石の加工品 ○石器づくり体験	

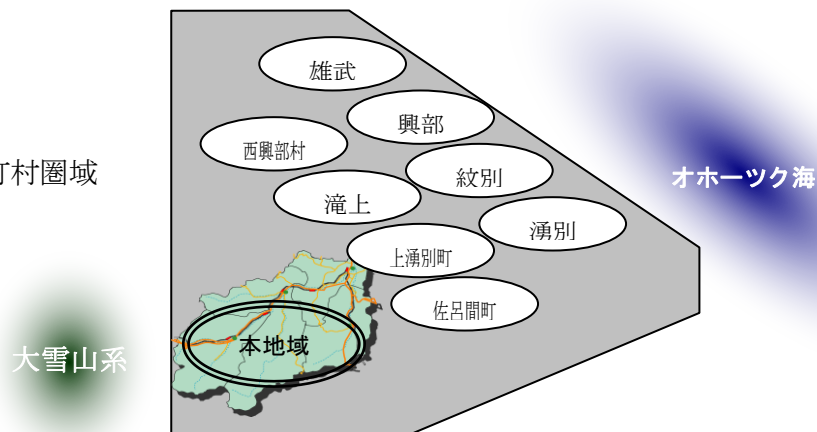
○地域内外の連携

本地域は、4町村間の一体性ととも、オホーツク海沿岸の市町村との間にも、地勢、生活文化、まちづくりなど、さまざまな結びつきを持っています。このうち、まちづくりに関しては、遠紋地区広域市町村圏（1市9町2村）に属し、オホーツク圏の中心に位置する圏域として、事業等において連携が保たれています。

表-地域内外の連携例

種 別		連 携 例
生活基盤	道 路	○国道242号（湧別～幕別） 地域東部を南北に縦貫し、オホーツク沿岸部と十勝方面を結ぶ ○国道333号（上川～端野） 地域を東西に横断し、札幌・旭川方面と北見・網走方面を結ぶ ○国道450号（上川～白滝村一部暫定供用） ○地域高規格道路（遠軽北見道路） 地域を南北に縦貫し、札幌方面・旭川方面および紋別方面と北見・網走方面を結ぶ
	鉄 道	○J R 石北本線（旭川～遠軽～網走） 札幌・旭川方面とオホーツク海側を結ぶ公共交通軸
まちづくり	消防・救急 ・防災	○遠軽地区広域組合（7町村：遠軽町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、生田原町、丸瀬布町、白滝村） 遠軽町に地区消防本部及び消防署、他町村に支署を置き、消防・救急・防災ネットワークを形成
	し 尿	○遠軽地区広域組合（7町村：遠軽町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、生田原町、丸瀬布町、白滝村） し尿処理施設の設置・運営
	ご み	○関係7町村（遠軽町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、生田原町、丸瀬布町、白滝村） ごみ焼却施設の共同利用 ○遠軽地区広域組合（7町村：遠軽町、佐呂間町、上湧別町、湧別町、生田原町、丸瀬布町、白滝村） リサイクルセンターの設置、運営 ○関係4町村（遠軽町、生田原町、丸瀬布町、白滝村） 一般廃棄物最終処分場の計画
	観光・レジャー	○オホーツク花回遊（6市町村：紋別市、上湧別町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、滝上町） 各市町村を回遊しながら、季節の花々を楽しむことのできるフラワーロードネットワーク

図-遠紋地区広域市町村圏域



2. まちづくりの課題

○地域の一体感の向上・醸成

- ・ 合併によって、地域にさまざまな変化が起こる中で、こうした変化を、地域住民が円滑に受け止め、新しいふるさととして認識を促していくことが求められます。
- ・ 4町村それぞれが、広大な町村域を持つ中で、日常生活における行き来を活発にしたり、一体感を醸成していくことは、難しい点でもあります。一方で、「平成の大合併」と呼ばれる全国的な合併の動きは、ともすると、行政主導の形がクローズアップされがちであることから、住民への周知・理解を求めつつ、行政と一体となって、新しいまちづくりを考えていく方向性が求められていると言えます。
- ・ そのため、合併によって、単にまちづくりの枠組みが変化するだけではなく、さまざまな課題や新しい時代の要請に対応し、地域が一体となって歩んでいくという、共通認識を醸成していくことが重要になります。
- ・ こうしたことから、合併に関するさまざまな情報の周知はもちろんのこと、地域が一体となった事業の取り組み、ふれあい・交流機会の充実など、住民の意志や意欲を尊重した中で、合併による新しいふるさとづくりを進めていくことが必要です。

○各地区の個性などの活用と役割の明確化

- ・ 新町を構成する各地区（4町村）は、互いに隣接し、さまざまな結びつきを持つ一方で、地勢や気候などの基本的条件にも、それぞれの特徴がみられたり、歴史・文化、まちづくりの歩みなどにも、さまざまな個性を持っています。
- ・ 合併とは、4町村が一体となって、新たなまちづくりに取り組んでいく作業であり、まちづくりの効率性や合理性も視野に入れつつ、これまでの長い歴史の中で培ってきた、さまざまな個性や特徴を再認識し、尊重しあう作業であるとも言えます。
- ・ さらに、個性や特徴をいかしつつ、それぞれが持つべき役割・機能などについても明らかにし、各々の地域文化が伝承され、地域の役割・機能として、今後のまちづくりに活用していくことも重要です。

○施策・事業の総合的かつ効率的な推進

- ・ これまで、各町村において、独自の施策・事業を実施し、特色あるまちづくりを進めてきた一方で、施策・事業によっては、より広域的に実施した方が高い効果が得られたり、効率も上がるなど、地域住民の利益にも通じるものもみられます。
- ・ 効率化イコール切り捨て、という見方ではなく、住民と行政が一体となって、充実、か

つ安定したまちづくりを進めていくために、新たな枠組みのもとで、十分に情報の共有、意志の疎通を図り、連携していくことが必要です。

- ・ また、道路等、4町村を連携する事業に関しても、より広域的な視点での配置・整備の方向性を検討することが可能となります。合併により広がる、新しいふるさと全体を捉え、あるべき姿や方向性を確立していくことが求められます。

○人口構造の変化への対応

- ・ 合併に関わらず、人口の減少や少子高齢化といった、人口構造に関わる変化は、これからのまちづくりに大きな影響を与える要素です。
- ・ わが国全体の人口が、まもなくピークを迎え、減少に転ずると予測されている中で、本地域においても、より一層、魅力や活力にあふれるまちづくりを実践し、地域住民の満足度を向上していくとともに、個性的な地域文化を積極的に外部に発信し、新たな交流人口の拡大や、移住・定住の促進へとつなげていく必要があります。
- ・ また、就業機会の減少による人口減は、社会活力の低下につながるものであり、広い行政界を持つ本地域では、とりわけ、地域内、および隣接地等の範囲内で、就業機会を確保していくことが必要です。
- ・ 少子高齢化に代表される人口構造の変化もまた、地域の活力低下につながるとして懸念されています。少子化の克服等、社会全体の問題として取り組むべき課題がある一方で、こうした変化に柔軟に対応していく方向性も必要です。介護保険制度の創設により、介護環境の社会化が進むなど、人口構造の変化に伴う社会基盤の変化も進んできており、地域に根ざした保健・医療・福祉の環境づくりも、活性化の重要な要素となり得ることを示しています。
- ・ こうしたことから、人口構造の急激な変化を抑制しつつも、将来の人口構造、社会構造を踏まえた上での、まちづくり体系のあり方についても、確立していくことが求められます。

○地域内外の連携の充実

- ・ 合併により、まちづくりの基盤を充実・安定させるとともに、地域内の各地区が連携し、互いの役割・機能を補完しあったり、相互に循環するような、広がり・発展性のあるまちづくりが求められます。
- ・ 合併前の現在においても、行事等の実施に際し、ハード（施設）と参加するソフト（人々）の面で、広域的な連携・協調が行われたり、一部事務組合の事業でも、効率的な運営に向け、地域内外のさまざまな役割の分担が行われています。

また、本地域とゆかりのある、地域や団体等との連携を強めていくことも重要です。

- ・ 自動車交通の発達やIT化の進展など、私たちの生活範囲や情報網が広がりをみせる中で、互いの個性や特徴をいかした役割・機能を果たしつつ、相互に連携し、人々がふれあい、経済的にも循環性を持った地域構造をめざしていく必要があります。

○住民主役によるまちづくりの実践

- ・ まちづくりへの住民の参画、行政とともにまちづくりを考える「協働」など、住民の意向・要望を、まちづくりにいかしていこうとする取り組みは、以前からさまざまな形で行われてきました。
- ・ 地方分権が進み、各地域が、それぞれの個性や特徴をいかし、自らのまちづくりに、より主体的に取り組むことができるようになっていく中で、住民と行政の関係は、今まで以上に密接に、一体化していくことが求められています。
- ・ こうした、地域ぐるみでまちづくりを進めるためには、「協働」をより深め、住民の持つ意志や意欲を尊重したり、アイデアや創意工夫を喚起していくことも必要です。まちづくり、生涯学習、地域文化、産業、福祉などのさまざまな場面で、地域に根ざした住民の活動が脈々と息づいている本地域では、こうした活動が、地域の個性・魅力としての役割を果たしていることを再認識するとともに、住民のこうした意欲を支援し、住民が主役のまちづくりを一層進めていく必要があります。

○地方分権型社会への対応

- ・ 住民に最も身近な市町村が、行政サービスの主体として、より重要な役割を担うべきだという考えにもとづく、いわゆる、地方分権の流れが進展する中で、地域の個性や特色をいかしたまちづくり、地域独自の問題・課題へのきめ細かい対応など、地方分権を実践していくための自治体づくりが求められています。
- ・ 一方で、長引く不況や厳しい財政動向に対応するためには、行財政の運営体制を、抜本的につくり直すことも必要です。行政サービスの水準を、むやみに低下させることは避けながら、限られた財源を、一層効果的に活用するための、行財政のしくみづくりを、早急に進めていくことが求められています。

第3章 主要指標の見通し

1. 人口の見通し

将来の人口については、平成12年、17年および22年の国勢調査による人口の実数値を踏まえ、コーホート変化率法をもとにした目標人口を設定しました。減少に転じたわが国の人口と同様、合併後の新町人口も一定の減少傾向で推移しています。

しかしながら、生活基盤の整備、産業の振興、福祉、保健、生涯学習の振興など、将来像実現のためのまちづくりに、総合的に取り組むことにより、人口の定着を一層推進し、魅力と活力にあふれるまちづくりによって、人口の減少幅を抑制することをめざし、合併後20年間を経た平成37年の人口を17,000人と想定し、この人口規模に適したまちづくりを進めていくものとします。

表-人口フレーム

区 分		人 数				年齢区分別構成比 (%)			
		実数値			推計値	実数値			推計値
		平成12年	平成17年	平成22年	平成37年	平成12年	平成17年	平成22年	平成37年
新町人口 フレーム	総人口	24,844	23,648	22,265	16,886	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0-14歳	3,421	3,075	2,751	1,645	13.8%	13.0%	12.4%	9.7%
	15-64歳	15,436	13,967	12,560	8,743	62.1%	59.1%	56.4%	51.8%
	65歳以上	5,980	6,597	6,949	6,498	24.1%	27.9%	31.2%	38.5%

注) 総人口には年齢不詳を含むため各区区分合計に一致しない場合がある。

(参考) 平成27年実数値 総人口：20,873人 0-14歳：2,413人 15-64歳：11,111人
65歳以上：7,334人

2. 世帯数の見通し

世帯数については、1世帯あたりの平均人数（世帯あたり人員）の実数値を踏まえ、線形回帰・最小二乗法をもとに将来予測を行い、将来人口との関連により、目標値として設定しました。

全国的な傾向と同様、本地域においても、核家族化の進行により、世帯あたり人員は減少の傾向で推移しており、今後もこの傾向は続くことが予想されます。そのため、平成37年の世帯数を9,000世帯と想定し、この世帯規模に適したまちづくりを進めていくものとします。

表-世帯数フレーム

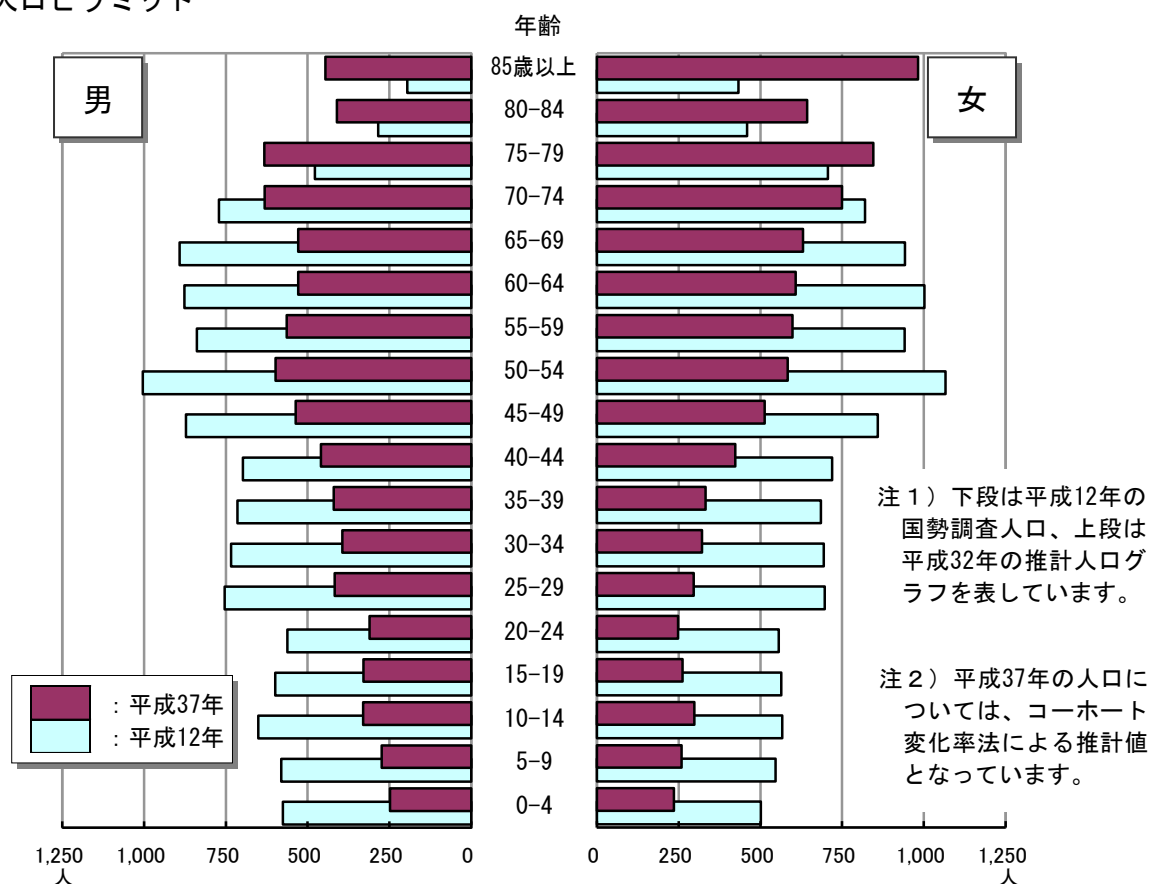
区 分	実数値			推計値
	平成12年	平成17年	平成22年	平成37年
新町世帯数フレーム	10,046	9,866	9,617	8,975

(参考) 平成27年実数値 9,278世帯

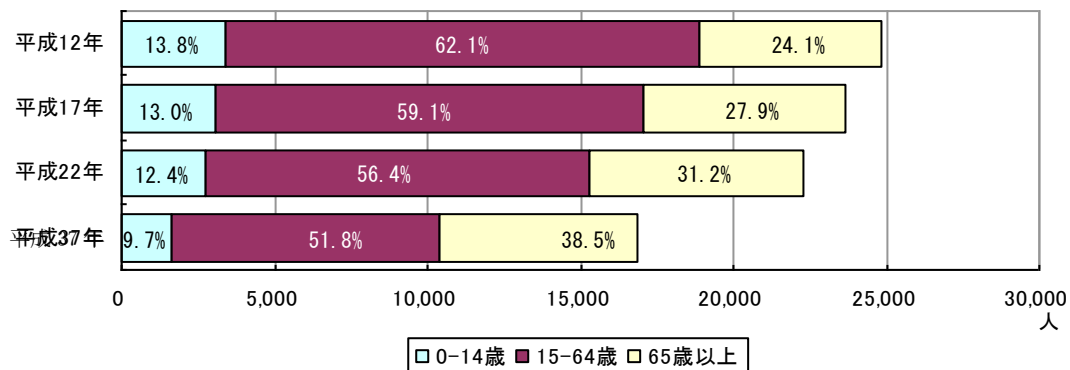
(参考) 人口ピラミッド

少子高齢化の進行に伴い、年少人口の減少、高齢者人口の増加が続き、平成37年推計人口では、高齢者、中でも特に女性の割合が高まります。長寿化により高齢者の数が増加するとともに、少子化で少なくなる若年層が、多くの高齢者層をささえる立場になることが、世代間扶助等、福祉面を主として懸念されています。

図一人口ピラミッド



図一年齢3区分別人口の推移



注) 内訳の表示は小数点以下の端数処理により、合計が100%にならない場合があります。

第4章 新しいまちの将来像

1. 基本理念

心たいせつ、夢たいせつ、北大雪の協働空間

～「絆」のまちづくり～

合併によるまちづくりは、それに関わる町村が協調・協力しあい、一体となって進めていくものです。

まちづくりという側面ばかりでなく、私たちの日々の暮らしもまた、豊かな自然と関わり合いながら営まれていたり、さまざまな人々や地域との結びつき、心の通いあいによってなりたっているものであると言えます。

私たち一人ひとりが、こうした連携・一体性を大切に、さまざまな場面での結びつきを大切に、新たな夢を語り合うことで、まちづくりの可能性も広がります。

私たちは、4町村の合併を、まちづくりの新たなステップ・好機と捉え、各町村が持つ良さや個性を融合し、課題をともに解決することにより、ふるさとを守り、後世に継承しようとしています。この基本理念は、こうした姿勢を、地域の人々がともに共有するとともに、広く発信し、新たなふるさとのアイデンティティ（個性）を築き上げることをめざし掲げるものです。

2. 将来像

もり みず

森林と清流・こころいきいきふれあいのまち

「e-ISM～イーイズム」

- これまで培ってきた地域の特性などを踏まえつつも、ふるさとの持つ良さ、輝き、長い歴史文化を再確認し、次代へと継承していくことが、私たちに今、求められています。
- いつの時代にあっても変わらないもの、それは、森林・清流に包まれた豊かな環境であり、また、そこに暮らす人々のあたたかい気持ちです。
- 豊かな自然に包まれ、自然とともに営んできた私たちのふるさとは、今、広がろうとしています。自然や人々が、いきいき育つように、まちもまた、いつの時代にも変わらぬ、自然の息吹のように、いきいき育んでいくことをめざし、あたたかいまちの将来像を、

もり みず

森林と清流・こころいきいきふれあいのまち

「e-ISM～イーイズム」

として掲げます。



『e-ISM～イーイズム』とは、4町村名の頭文字によるものです。

『e』は、エコ（森林、清流と共生するまち）、

エンジョイ（心がいきいきとするまち）、

イー（住みごこちが良いまち）という願いを込め、

新しい町の将来に向けた、私たちのメッセージを表しています。

3. 将来地域構造

○地勢にもとづく構造

本地域を構成する自然環境、集落・コミュニティ、公共的機能の配置状況などを総合的に踏まえ、本地域の将来にわたっての構造を次のように考えます。

『自然共生ふれあい帯』と、『躍動と協調のくらし帯』により構成する地域構造

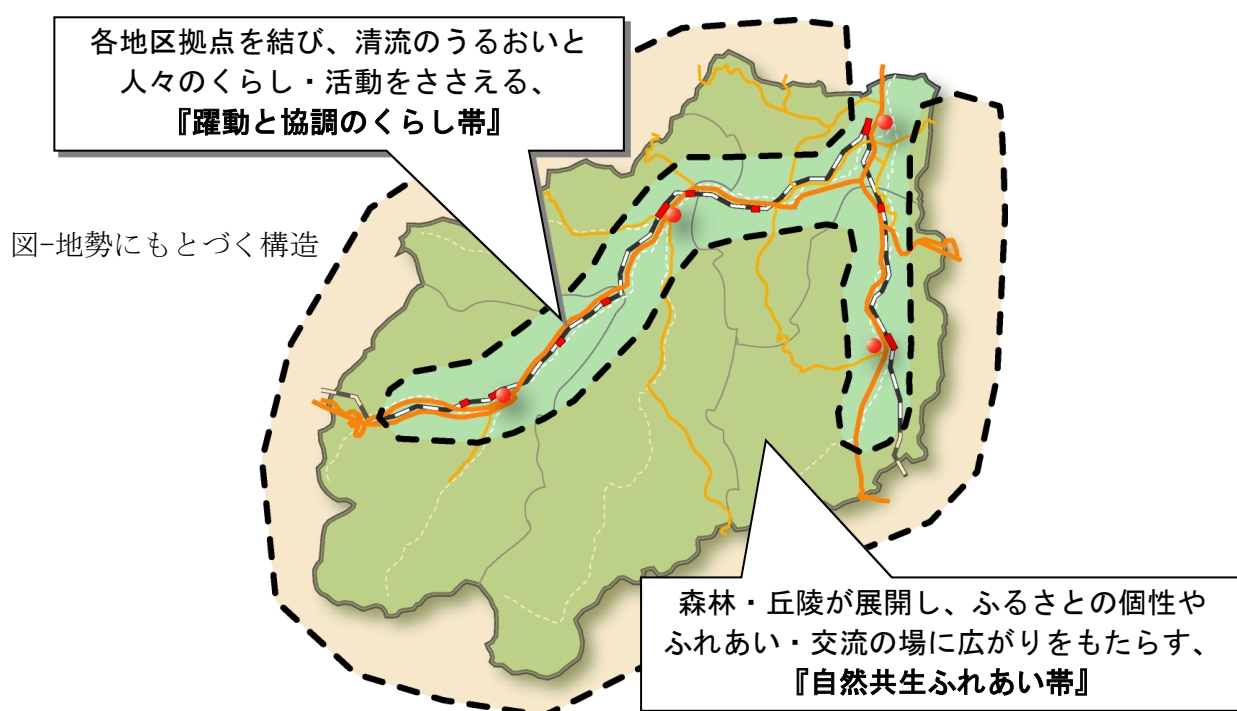


表-地勢にもとづく構造

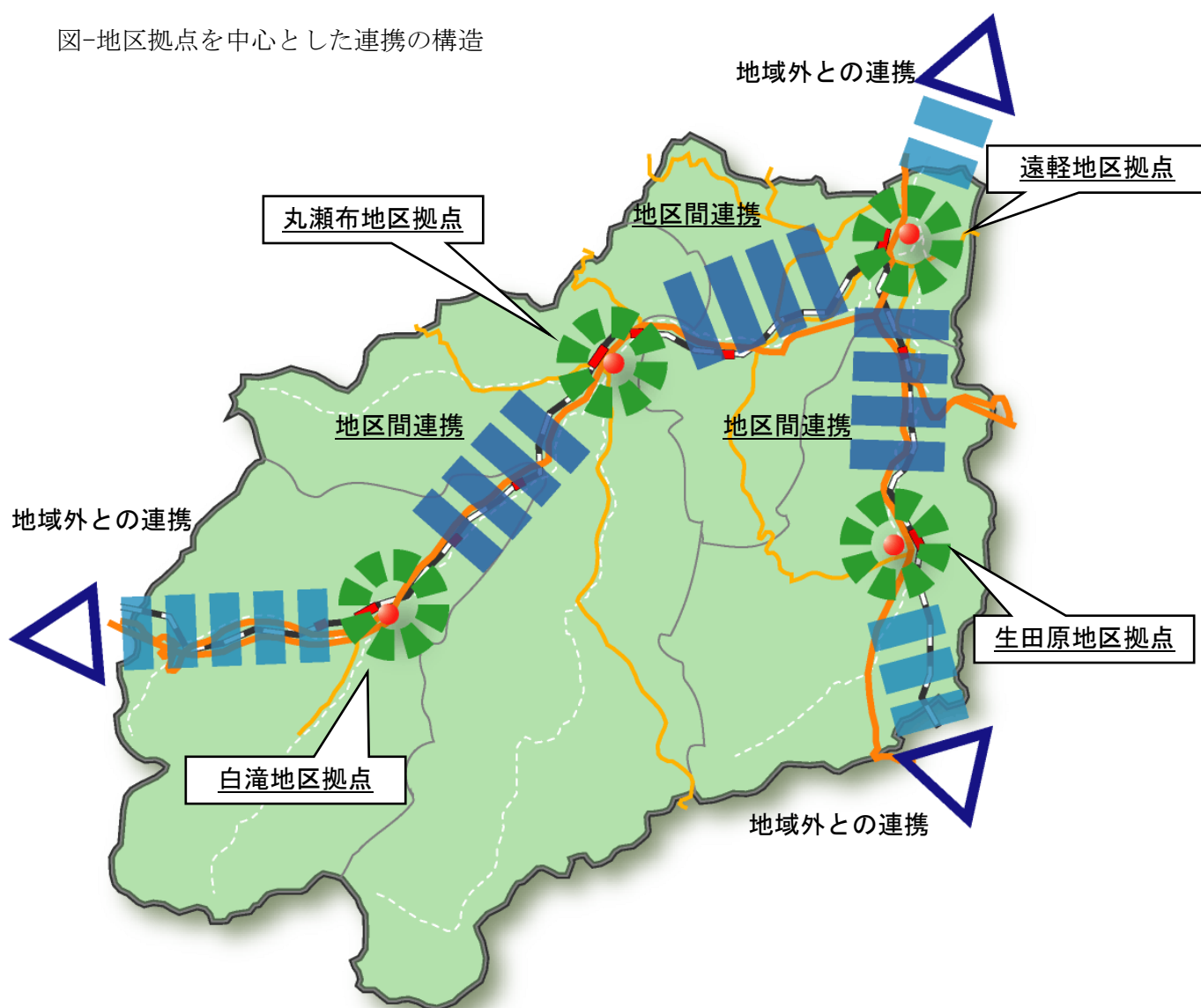
	考え方	対象例
『自然共生 ふれあい帯』	地域をとりまくように広がる豊かな自然空間の保全を図り、大切な資源として適切に活用し、人々のくらしと共存・共生を図ります。	【各地域別】 屏風岩／北の王金山跡／梶田の沢牧場など がんぼう岩／太陽の丘えんがる公園など いこいの森／武利岳／山彦の滝など 白滝遺跡群／北大雪スキー場など 【地域共有のもの】 森林・清流／牧場・農場
『躍動と協調の くらし帯』	自然に囲まれた谷筋を流れる清流に沿って位置する、集落・コミュニティや地区拠点機能を結び、くらしや産業の活力源となる地域軸をめざします。	各地域の集落・コミュニティ 産業拠点機能 文化・学習機能 保健・福祉機能 生涯公共施設機能

○地区拠点を中心とした連携の構造

くらし、就業の場、観光・レジャーなど、住む人、訪れる人が、本地域において、いきいきと楽しむことができるための基本的な構造について、次のように考えます。

4つの地区拠点を中心とした、広がり、ネットワーク性の高い地域構造

図-地区拠点を中心とした連携の構造



表一地区拠点を中心とした連携の構造

	考え方	機能例
4つの地区拠点	豊かな環境と共生し、ふるさとの個性をいかし、広がりやバランス感覚のあるまちづくりを進めるために、本地域内に中心となる拠点を配置します。	○生田原地区拠点 ○遠軽地区拠点 ○丸瀬布地区拠点 ○白滝地区拠点
生田原地区拠点	○ 地域の南東部に位置し、生田原川の清流に沿って広がる地区拠点となっています。 ○ 北部の遠軽方面と南部の北見方面を結んでいます。 ○ 安国等、地区内に点在する集落・コミュニティと連携を図ります。	○集落・コミュニティ機能（安国等との連携） ○地域に根ざした産業機能（木工、農業 など） ○いこい・てづくり・やすらぎ機能（生田原温泉／オホーツク文学館／ちゃちゃワールドなど） ○公共的拠点機能
遠軽地区拠点	○ 地域北東部に位置し、湧別川と生田原川が合流しオホーツク海へと向かう結節点に位置する地区拠点となっています。 ○ 旭川・札幌、紋別、北見・網走など、他地域と本地域を結ぶ中心性を有しています。 ○ 瀬戸瀬地区等、地区内に点在する集落・コミュニティと連携を図ります。	○集落・コミュニティ機能（瀬戸瀬等との連携） ○広域的な産業拠点機能 ○いこい・やすらぎ機能（太陽の丘えんがる公園／スポーツ公園／瀬戸瀬温泉など） ○公共的拠点機能
丸瀬布地区拠点	○ 地域の中北部に位置し、湧別川の清流に沿って広がる地区拠点となっています。 ○ 西部の白滝地区と東部の遠軽・生田原地区を結んでいます。 ○ いこいの森や山彦の滝など、周囲に広がる豊かな環境と連携を図ります。	○集落・コミュニティ機能 ○地域に根ざした産業機能（木芸、じゅんさいなど） ○いこい・うるおい・やすらぎ機能（いこいの森（キャンプ場、SL、釣り、昆虫生態館、丸瀬布温泉など）／山彦の滝など） ○公共的拠点機能
白滝地区拠点	○ 地域の西部に位置し、湧別川の清流に沿って広がる地区拠点となっています。 ○ 西部は旭川・札幌方面と、東部は丸瀬布地区と結んでいます。 ○ 高原キャンプ場、白滝遺跡群や北大雪スキー場など、環境と共生した施設・拠点との連携を図ります。	○集落・コミュニティ機能 ○地域に根ざした産業機能（温泉観光、農業など） ○いこい・やすらぎ・歴史文化機能（白滝温泉／高原キャンプ場／白滝遺跡群など） ○公共的拠点機能

○広域的連携の構造

ふるさとが広がり、個性や魅力を積極的に発信していく一方で、広域的な視点における本地域の位置づけ、役割については、次のように考えます。

主要都市を結ぶ中継拠点性の発揮と、広域ネットワーク構造

図-広域的連携の構造

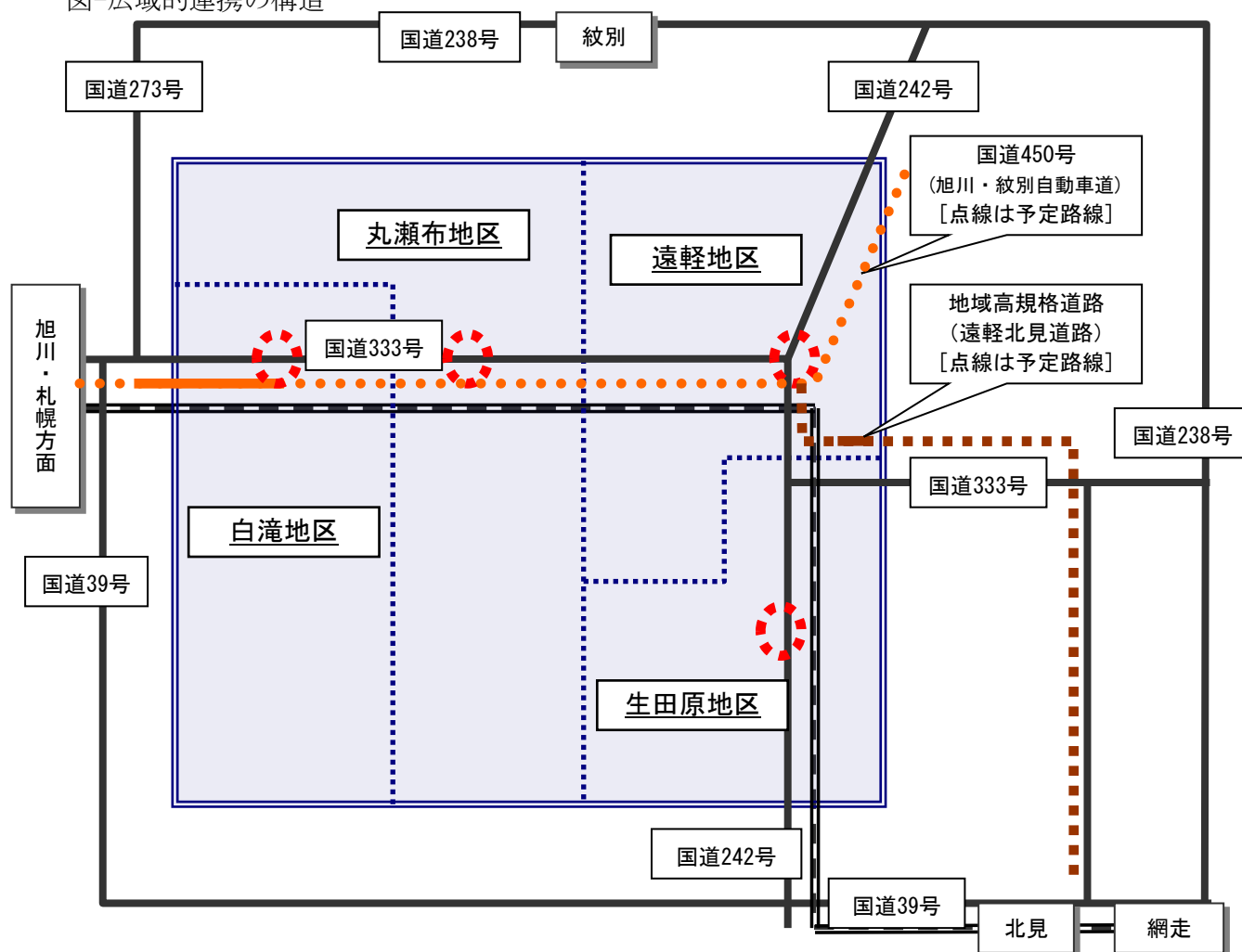


表-広域的連携の構造

	考え方
主要都市を結ぶ 中継拠点性の発揮	札幌、旭川、網走など、道内主要都市間を結び、国道や鉄道などの中継拠点としてさらなる円滑な連携を図るとともに、地域内における滞在・滞留を促進し、産業、観光、文化などにおける広域的拠点としての魅力をさらに発揮します。
広域ネットワーク 構造	国道等により結ばれる、隣接地域とのネットワーク構造を強化し、本地域のみならず、広域的な圏域としてもなお一層、住む人、訪れる人にとって快適で魅力あるエリアをめざします。

4. 施策の基本方針

（１）豊かな自然環境と共生するまちづくり

地域全体に広がる森林・清流などの自然環境は、太古の昔から、現在、そして未来へと受け継がなければならない、私たちの大切な財産です。合併により広がる地域環境を、一体的に守り、継承し、くらし、ふれあいの場として育てていきます。

いつの時代においても、いきいきと存在しつづける新町のシンボルとして、こうした環境を適切に保全するとともに、くらしの場、訪れる場、ふれあいの場など、私たちが豊かに生きるための環境として、自然と共存・共生するまちづくりを進めます。

（２）安全・安心で住みごこちの良いまちづくり

本地域が、将来にわたってくらしの場としての機能・役割を果たしていくためには、日常生活におけるこちよさや安全性などを、常に確保・充実していくことが必要です。住まいを取り巻く身近な環境の充実により、こちよいくらしの場としての役割を、さらに向上させていきます。また、快適・利便性を向上させる一方で、地域におけるさまざまな危険から、人々やまちを守るためのしくみ・体制づくりなど、安全・安心なまちづくりを進めます。

（３）元気な産業と活力あるまちづくり

地域が常にいきいきとした存在であるためには、環境との共存や、くらしの場づくりとともに、産業の振興や雇用の場の確保などを通じ、経済的な循環構造を高めていくという視点も欠かせないことがらです。本地域には、環境をいかし、共生する産業や人々の生活に密着した産業、内外の人々がふれあい楽しむ産業など、さまざまな産業が根づいています。

こうした、さまざまな産業について、その振興を図るとともに、経済の活性化に向けた地域の個性や特徴として、積極的に発信したり、各産業の連携により、経済的循環性を持った、元気な産業の育成を図るなど、活力あるまちづくりを進めます。

（４）健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくり

地域に暮らす人々の健康や、生涯を通じた福祉支援体制を確保することは、誰もが安心して、やすらぎのある生活を送れることが、住みよいまちづくりの条件です。日々の生活を通じた健康づくり、生きがいを支援する一方で、保健・福祉サービスの基盤充実に努め、良質で均一なサービス提供体制の向上を図り、一人ひとりが思いやりを持って、互いにささえあうまちづくりを進めます。

（５）いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり

住民一人ひとりが、心身ともに豊かな生活をおくり、地域に、ふるさととしての愛着をもって、いきいきと過ごすことができるよう、生涯学習・スポーツのまちづくりを進めます。次代を担う若い世代から高齢者まで、生涯を通じ、自らの意志や意欲に応じ、さまざまな学習を行うことのできる環境の充実を図ります。また、遺跡の発掘等、太古の生活の様子をうかがうことができるなど、貴重な環境を持つ本地域の特性をいかし、こうした歴史・生活文化に関するものなど、ふるさとの個性あふれる学習の充実を図ります。

さらに、ふるさとの新たな魅力を発掘するため、地域外の異なる文化や生活を持つ人々とのふれあいを、積極的に進めます。

また、ふるさとの広がりに伴い、多様化する学習機会をいかし、個性あふれる人づくりや、生涯学習を通じたふれあいの充実などを図り、いきいきとした心を育むまちづくりを進めます。

（６）みんなで進める協働のまちづくり

まちづくりの主役は、そこに暮らす住民であり、住民の意志や意欲など、一人ひとりの持つ活力をいかし、地域ぐるみのまちづくり推進体制の充実を図ります。また、行財政運営においては、より一層の効率性の追求や、住民活動に対応した柔軟できめ細かいサービスの提供を図ります。

さらに、合併による行財政基盤の充実や、住民の利便性確保に努めながら、無駄のない効果的なまちづくりをめざすため、住民とともに取り組む、協働のまちづくりを進めます。

第5章 新しいまちの主要施策

基本理念にもとづき、将来像の実現をめざし取り組むべき、新しいまちにおける重点事業及び主要施策を示します。なお、あわせて、基本理念・将来像から主な事業に至るまでの流れを次ページに表しています。

図ーまちづくりの体系

基本理念

心たいせつ、夢たいせつ、北大雪の協働空間
～「絆」のまちづくり～

将来像

もり みず

森林と清流・こころいきいきふれあいのまち
「e-ISM～イーイズム」

まちづくり分野の枠をこえ、個性や魅力にあふれるまちをめざすために取り組む「プロジェクト」へ

まちづくりのすべての分野に関わる「6つの基本方針」へ

私たちのふるさとづくりプロジェクト【e-ISMプロジェクト】

もり みず Eco
『森林と清流』環境プロジェクト
(E-プロ)

わたしたちの生活にたくさんの恵みをもたらすふるさとの大地を自ら護り、育て、豊かな自然を後世に伝えるため、『森林(もり)と清流(みず)』の環境(Eco)づくりをめざします。
例えば・・・
○湧別川づくり事業(川・森・人づくり)
○地産地消の展開

Iki-Iki
『こころいきいき』プロジェクト
(I-プロ)

地域がいきいきとするためには、そこに暮らす人々が元気であることが大切であり、新しいふるさとを自ら創る意識を醸成し、『こころいきいき』としたまちづくりをめざします。
例えば・・・
○地域づくりイベントの開催
○各種大会・合宿の招致

Sousyutsu
『絆』創出プロジェクト
(S-プロ)

新町には個性豊かな4つの地区拠点があります。これまでの町村間の枠を越え、多様な芸術文化や健康スポーツ活動などの結びつきを深めることにより、『絆』のあるまちづくりをめざします。
例えば・・・
○芸術文化ネットワークの整備
○健康スポーツネットワークの整備

Minnano
『ふれあい』協働プロジェクト
(M-プロ)

ふるさとは、そこに暮らすみんなが『ふれあい』助け合う中で、創り守るべきものであり、住民と行政がともにまちづくりを進める「協働」の実践や、経営感覚に優れた持続可能な地方自治をめざします。
例えば・・・
○自治体運営パートナーシップ会議(仮称)設置
○まちづくりパートナー会議(仮称)の設置促進

【6つの基本方針とまちづくりの方策】

1. 豊かな自然環境と共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全・整備

(2) 地域の骨格づくり

2. 安全・安心で住みごこちの良いまちづくり

(1) 快適・利便性の向上

(2) 安全な環境づくり

3. 元気な産業と活力あるまちづくり

(1) 地域と共生する産業の充実

(2) ふれあう産業の充実

(3) 雇用環境の創造

4. 健康で生きがい大切に、互いにささえあうまちづくり

(1) やすらぎある社会づくり

5. いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり

(1) 生涯学習社会づくり

(2) 地域文化の伝承・交流

6. みんなで進める協働のまちづくり

(1) 地域ぐるみのまちづくり

(2) 行財政運営

施策区分	主な事業
①森林環境	○民有林(私有林)整備の促進 ○町有林整備の推進 など
②水環境	○多自然型河川改修事業 ○河川緑地整備事業 など
①土地利用	○土地利用関連計画の整備 ○地籍調査の推進など
②まちなみ	○駅前再開発事業 ○バリアフリー歩道整備事業 など
③道路	○国道、道道の整備促進 ○町道の整備推進 など
④公共交通	○石北本線の高速化の促進 ○町営バス車両の購入 など
⑤情報・通信	○地上波テレビデジタル化事業 など
①住宅	○定住化促進建設奨励制度の推進 ○町営住宅の整備充実 など
②上下水道	○上下水道等施設の整備 ○合併浄化槽の整備促進 など
③緑や景観	○花と緑のまちづくりの促進 ○電線類地中化事業 など
①環境衛生	○環境基本計画の策定 ○一般廃棄物最終処分場整備事業 など
②交通安全・防犯	○歩道整備事業 ○街路灯整備事業 など
③消防・救急・防災	○地域防災計画の策定 ○消防施設整備事業 ○消防車の更新 など
①農林業	○土地改良事業 ○畜産担い手育成総合整備事業 ○民有林(私有林)整備の促進 ○町有林の整備推進 など
②工業	○地場工業の振興 ○企業誘致事業 など
①商業	○商店街活性化事業 ○空き店舗対策事業 など
②観光・レジャー	○観光拠点施設の整備 など
③産業間連携	○地域ブランド化の形成 など
①雇用、労働	○雇用機会の創出・拡大 など
①保健	○健康づくりの意識啓発 ○健康づくり団体の活動支援 など
②医療	○広域医療ネットワーク体制の充実促進 ○医療費の適正化 など
③福祉	○関連計画の整備 ○高齢者福祉施設整備事業への支援 など
①生涯学習環境	○生涯学習施設の充実 ○生涯学習情報の提供充実 など
②学校教育	○小中学校施設整備事業 ○山村留学制度の推進 など
③社会教育	○社会教育施設等整備事業 ○図書館の充実 など
④スポーツ・レクリエーション	○生涯スポーツ施設整備事業 ○合宿・研修施設整備事業 など
⑤男女共同参画	○男女平等参画推進協議会の活動支援 など
①文化遺産	○遺跡資料館の整備 ○史跡公園の整備 など
②芸術・文化活動	○芸術・文化活動拠点施設整備事業 など
③地域のふれあい	○地域に根ざした多様な交流の促進 ○U・I・Jターンの推進 など
④地域間交流・国際交流	○地域間交流の推進 など
①住民と行政の協働	○まちづくり情報の提供 ○まちづくり団体・NPOへの支援 など
②コミュニティ	○コミュニティ活動の育成・支援 など
③地域審議会	○地域審議会の育成 ○ネットワークづくり など
①行政運営	○総合計画の策定 ○自治体運営パートナーシップ会議(仮称)の設置 ○行政評価の推進 ○行政改革の推進 など
②財政運営	○自主財源の確保 ○PFIなど民間活力の導入の検討 など
③広域連携	○広域市町村圏振興計画の策定 ○広域ネットワークの充実 など

1. 豊かな自然環境と共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全・整備

北大雪の山系から、オホーツク海方面を結ぶ位置にある私たちの地域には、緑の息吹がみなぎる森林環境や、シンボリックな存在である湧別川や生田原川などの、清らかな水環境が広がっています。こうした自然環境は、空気や水など、豊かな恵みをもたらしてくれるだけでなく、ナキウサギなどの希少種をはじめとする、多くの生物の生息地となるとともに、私たちの心にやすらぎを与えてくれるなど、住民の生活に欠かすことができない存在です。私たちは、いつの時代も変わることのない地域固有の大切な財産として、自然環境を後世へと引き継いでいかなければなりません。

このため、良好な自然環境を保全するとともに、自然環境が損なわれた地域においては、適切に再生するなど、自然環境の保全・整備に取り組みます。

①森林環境

地域に広がる豊かな森林は、水資源のかん養や、土砂流出の防止などのさまざまな公益的機能を有し、水環境にも大きな影響を与えるなど、私たちの生活をささえる貴重な財産です。

このため、良好な森林環境を、後世へと引き継ぐ手立てとして、保安林の指定を促進するとともに、町有林に保全区域を設定するなど、森林環境の保全に取り組みます。また、森林の持つさまざまな機能の向上に向けて、伐採跡地や未立木地への造林など人工造林の推進、下刈等の保育作業や間伐の推進など、民有林（私有林）の整備を促進するとともに、町有林の整備を推進し、さらに、住民などの森林ボランティア¹による植樹運動を促進するなど、森林環境の整備に取り組みます。

さらに、優れた森林環境を、地域共有の文化としても正しく理解し、森林を大切にする心を育てるため、緑化・美化活動を推進するとともに、町有林などを活用して、森林に気軽にふれあうことのできる森林環境学習を推進するなど、住民意識の啓発に取り組みます。

そのほか、森林環境を悪化させることがないように十分に配慮した上で、林業・木材産業をはじめとする地場産業や観光などへの活用を促進するなど、森林資源の適切かつ効果的な有効利用に取り組みます。

これらを進めるにあたっては、森林の流域管理システム²などをもとに、国、道をはじめとする関係機関との連携を図りながら取り組みます。

¹ 森林ボランティア：森林を守ったり、育てたりするボランティアのことで、森林の持つさまざまな役割・重要性などを広げていく役割も担っています。

² 流域管理システム：林業関係者が流域単位にまとまり、緑と水の森林づくりを行うとともに、木材の生産から流通・加工に至る一体的な連携により、林業生産活動等を推進する仕組みのこと。

区 分	主 要 事 業
森林環境の保全	・保安林指定の促進 ・保全区域設定の推進 など
森林環境の整備	・民有林（私有林）整備の促進 ・町有林整備の推進 ・植樹運動の促進 など
住民意識の啓発	・緑化・美化運動の推進 ・森林環境学習の推進 など
森林資源の有効利用	・産業・観光（森林レクリエーションなど）への利用促進 など
関係機関との連携	・国、道との連携

②水環境

自然豊かな河川や湖沼などの水環境は、飲料水や農業用水などの豊かな水資源を供給するなど、さまざまな公益的機能を有し、あらゆる産業をささえるなど、私たちの生活にうるおいを与えてくれる貴重な財産です。

このため、良好な水環境を後世へと引き継ぐ手立てとして、水源かん養機能の充実をめざした保全区域を設定するなど、水環境の保全に取り組みます。また、清らかな水環境を、より一層向上させるため、多自然型の川づくりを促進するとともに、河畔林を造成するための植樹運動を促進するなど、水環境の整備に取り組みます。

さらに、地域共有の優れた水環境を大切にする心を醸成するため、緑化・美化活動や、水環境に対する学習を推進するとともに、地域内外の人々が、やすらぎのある水環境に親しみ、楽しむことができる空間を充実するなど、住民意識の啓発に取り組みます。

そのほか、水環境を悪化させることがないように十分に配慮した上で、地場産業や観光などへの活用を促進するなど、水資源の適切かつ効果的な有効利用に取り組みます。

これらを進めるにあたっては、国・道をはじめとする関係機関との連携を図りながら取り組みます。

区 分	主 要 事 業
水環境の保全	・保全区域設定の推進 など
水環境の整備	・多自然型河川改修事業 ・土砂流失対策事業 ・植樹運動の促進 など
住民意識の啓発	・緑化・美化運動の推進 ・水環境学習の充実 ・親水空間の充実 ・河川緑地整備事業 ・河畔ウォーキングの促進 など
水資源の有効利用	・産業・観光への利用促進 など
関係機関との連携	・国、道との連携

（２）地域の骨格づくり

いつの時代もいきいきと、笑顔と活力があふれる地域であるためには、豊かな自然環境を尊重しつつ、くらしやふれあいなどの、さまざまな地域活動をささえる基盤を充実し、快適で活力のあるまちづくりを進めることが重要です。

このため、合併によるふるさとの広がりを踏まえた、豊かな自然環境と共生するまちづくりを進めるための地域の骨格づくりに取り組みます。

①土地利用

地域の特性あふれる豊かな土地は、人々の生活や産業をささえる上で不可欠であり、これをどのように活用、あるいは、保全していくかは、まちづくりの根幹となるものです。

このため、全町的な視点を踏まえた、効果的かつ円滑な土地利用の展開に向けて、自然環境の保全や、地区拠点を中心とした連携などを踏まえて、国土利用計画市町村計画³を策定するなど、土地利用関連計画の整備に取り組みます。

また、土地情報を適切に管理するため、地籍調査を推進するとともに、地理情報システム（GIS）⁴の導入を検討するなど、効果的な土地利用のための環境整備に取り組みます。

さらに、企業誘致や定住促進などを進めるにあたっては、その用途に適した土地を確保するための、土地利用の規制や誘導策に取り組みます。

区 分	主 要 事 業
土地利用関連計画の整備	・ 国土利用計画市町村計画の策定 など
効果的な土地利用のための環境整備	・ 地籍調査の推進 ・ 地理情報システム（GIS）の検討 など
土地利用規制・誘導策の充実	・ 適地における企業誘致などの推進 など

②まちなみ

ふるさととしての住みごこちを向上し、人口の定着や、まちの活力をより引き出すためには、地域の快適性や利便性の向上など、まちなみの魅力を高めていくことが大切です。

このため、自然環境と調和し、地域の個性を踏まえた魅力を創出できるような、都市計画マスタープラン⁵を策定するなど、関連計画の整備に取り組みます。

³ 国土利用計画市町村計画：まちづくりの基本である土地利用に関する市町村ごとの方針を示した計画で、国土利用計画法に基づき、各市町村が定めることとなっています。

⁴ 地理情報システム（GIS）：コンピュータ上に地図やまちづくりの情報などを所持せ、検索可能な情報ファイルとして効率的に管理・運用するシステムのこと。（Geographic Information System）

⁵ 都市計画マスタープラン：都市計画法に基づき、道路や下水道など都市施設の整備方針をはじめとし、都市計画の視点によるまちづくりのあるべき姿を明らかにする計画。

また、ユニバーサルデザイン⁶やバリアフリー⁷などの、誰にもやさしいまちなみ整備を推進します。さらに、利雪⁸や親雪⁹を進めることにより、気候条件と融和したまちづくりを推進するなど、適切に都市計画などの関連計画を運用していきます。

区 分	主 要 事 業
まちなみ関連計画の整備	・都市計画マスタープランの策定 など
関連計画の適切な運用	・誰にもやさしいまちなみ整備の推進 ・駅前再開発事業 ・利雪・親雪の推進 など

③道路

人や、もの・情報を結び、生活やふれあいの輪を広げる道路は、さまざまな活動をささえる、地域内外の交通ネットワークとして機能しています。また、本地域は、オホーツクの玄関口としての地理的特性を持つため、国道や道道は、広域的な視点で立地性を向上する基幹道路として、町道は、地域内幹線や生活道路として、大きな役割を果たしています。

このため、一部開通している国道450号（旭川・紋別自動車道）や、地域高規格道路（遠軽北見道路）の整備を促進するとともに、他の国道や道道の整備を促進するなど、幹線道路網の充実に取り組みます。

また、幹線道路網に連携する町道の整備を推進するなど、生活道路網の充実に取り組みます。

さらには、駐車場や駅前空間などの整備を促進するとともに、冬期の道路交通を確保するための除排雪など、スムーズで安全な往来をささえる道路環境のさらなる充実に取り組みます。

⁶ ユニバーサルデザイン：誰にとっても使いやすいデザインのこと。施設や設備、道具など、さまざまな分野で導入されています。

⁷ バリアフリー：社会におけるさまざまなバリア（障壁）を取り除くこと。施設や設備のほか、考え方など精神的な部分でもさまざまなバリアがあると言われています。

⁸ 利雪：一般に、生活に支障をきたす存在である積雪を、地域が持つ個性や特徴として、積極的に活かしていこうという考え方やその実践。

⁹ 親雪：利雪とともに、雪を身近な環境として親しみをもち、ふれあい、楽しめるような環境づくりやその考え方。

区 分	主 要 事 業
幹線道路網の充実	・ 国道450号（旭川・紋別自動車道）の整備促進 ・ 地域高規格道路（遠軽北見道路）の整備促進 ・ 国道の整備促進 ・ 道道の整備促進 など
生活道路網の充実	・ 町道の整備推進 など
道路環境の充実	・ バリアフリー歩道整備事業 ・ 駐車場の整備促進 ・ 駅前空間等の整備促進 ・ 除排雪機械の整備 など

④公共交通

自動車型社会の進展により、私たちの生活が快適で便利になる一方で、高齢者や子どもなどの交通弱者のために、交通手段を確保しなければなりません。また、合併により、地域が広がり、日常的なふれあいや、生活圏が拡大することも想定されることから、誰もが安全に行き来できる、体系的な交通環境が必要となってきます。

このため、近隣町村との連携のもとで、地域内外を結ぶ基幹的な公共交通であるＪＲ石北本線の高速化や、駅舎の充実を促進するなど、鉄道交通の利便性の向上に取り組みます。

また、民間バス事業者による高速バスや、路線バスの充実を促進するとともに、町営バスの運行を充実するなど、地域内の生活をささえるバス交通の充実に取り組みます。

さらには、オホーツク圏と本州とを高速で結ぶ、オホーツク紋別空港の利用を促進するなど、航空交通の確保に取り組みます。

区 分	主 要 事 業
鉄道交通の利便性の向上	・ 石北本線の高速化の促進 ・ 駅舎の充実促進 など
バス交通の充実	・ 高速バス運行の充実促進 ・ 路線バス運行の充実促進 ・ 町営バス運行の充実 ・ バス車両の購入 など
航空交通の充実	・ オホーツク紋別空港の利用促進 など

⑤情報・通信

I T¹⁰革命¹¹や電子自治¹²の推進など、情報化社会の進展が叫ばれる中、私たちの暮らしを取り巻くさまざまな環境において、快適で便利なくらしを実現するための情報・通信の重要性は、ますます高まっています。

このため、より迅速な行政情報の提供や、より簡便でスムーズな行政手続きへの移行に向けて、インターネット環境の充実を促進するとともに、C A T V¹³の活用を推進するなど、情報通信基盤の整備に取り組みます。

また、誰もが気軽に情報通信ができるように、情報機器の操作や、ネットワークの活用方法などを学べる講習会を開催するなど、情報化をささえる人材の育成に取り組みます。

区分	主要事業
情報通信基盤の整備	・ インターネット環境の充実促進 ・ C A T Vの活用 ・ 地上波テレビデジタル化事業 など
情報化をささえる人材の育成	・ I T講習会の開催 など

¹⁰ I T：情報技術。インターネットなど、情報基盤を活用してさまざまな情報のやりとりを行う技術のこと。
(Information technology)

¹¹ I T革命：I Tを使って、生活が快適・便利になるなど社会が変化すること。瞬時に世界の情報に接したり、買い物や仕事など、さまざまな変化が見られます。

¹² 電子自治：パソコン上に電子的な役場窓口を開設し、各種サービスがいつでもどこからでも利用できるなど、行政サービスを快適・便利にするための方策の一つ。

¹³ C A T V：ケーブルテレビのこと。放送電波状態の悪い地域対策のほか、地域コミュニティでの独自番組放映（白滝地区で実施）、I Tの通信手段など、さまざまな活用が行われています。

2. 安全・安心で住みごこちの良いまちづくり

(1) 快適・利便性の向上

都市への一極集中や、地方の過疎化が懸念される中で、私たちの地域においても、定住の基盤が、地域内にバランス良く配置されている必要があります。

このため、生活の拠点である住宅機能をはじめ、上下水道の環境整備など、日常生活をささえる条件を充実させ、快適・利便性の向上に取り組みます。

①住宅

日常生活を快適に暮らしていくための条件の一つに、住宅環境の整備があります。良好な住環境づくりと定住を促進するため、老朽化した公営住宅などを計画的に建て替えるとともに、民間住宅や住宅地の適正な整備を促進する必要があります。

このため、関連計画を策定するとともに、住宅建設奨励制度による定住促進対策事業に取り組み、本地域の均衡ある発展をめざします。

また、入居者のニーズに対応した公営住宅の整備など、町営住宅の計画的な整備と、適切な維持管理などに取り組みます。

さらに、高齢社会に対応した住宅環境の整備を促進し、人にやさしい住宅づくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
定住化促進対策の推進	・ 定住化促進住宅建設奨励制度の制定 ・ 宅地分譲地の造成 など
良好な住宅の確保充実	・ 住宅マスタープラン ¹⁴ の策定 ・ 住宅ストック総合活用計画 ¹⁵ の策定 ・ 町営住宅の整備充実 など

②上下水道

水は、日常生活に欠かすことのできない貴重な資源であり、上水道は安心できる水を安定的に供給することが不可欠です。一方、下水道も、住民が快適で豊かさを実感できる生活を営むために、欠かすことのできない都市機能の一つにあげられ、水質汚濁による自然環境の破壊防止や浸水の防除など、大変重要な役割を担っています。

このため、良質で安全な水資源の確保を図り、上水道等施設の整備と維持・管理の充実に

¹⁴ 住宅マスタープラン：住宅建設計画法に基づき、くらしの基盤である住宅整備のあり方について、地域の実情を踏まえ市町村等が定める計画。

¹⁵ 住宅ストック総合活用計画：公営住宅として整備されたストック（資産）の効果的な活用策を明らかにする計画のこと。市町村等が老朽度や安全性などを判定し、改修・建替などの方針を定めます。

努めるとともに、無水地域の解消に向けて、小規模飲料水供給施設の整備を促進します。

また、地域の環境保全を図る手立てとして、快適で衛生的な生活環境づくりに向けた、下水道の整備に取り組むとともに、合併処理浄化槽の整備を促進します。

区 分	主 要 事 業
上水道の充実	・ 上水道等施設の整備と維持・管理の充実 ・ 小規模飲料水供給施設の整備促進 ・ 水資源と水質の確保 など
下水道の充実	・ 下水道の整備と維持・管理の充実 ・ 合併処理浄化槽の整備促進 など

③緑や景観

豊かな自然環境は、私たちにとって、かけがえのない貴重な財産となっています。景観¹⁶への関心が高まる中、景観の価値をさらに高め、次世代に継承することも、私たちの美しいふるさとづくりに欠かせないものとなっています。

このため、本地域の特性を生かした身近な緑や景観づくりに向けて、自然環境の保全を踏まえ、地域景観の良さを再認識・評価するとともに、公共施設周辺や商店街、公園、道路沿線などにおいて、花と緑に彩られた、美しいまちなみ景観づくりを創出します。また、住宅地においても、花と緑にあふれた景観づくりを促進します。

さらに、地域の個性を明確に表現する景観づくりとして、電線類地中化事業を推進するとともに、公共サインの統一を図るなど、くらしに豊かさと、うるおいのあるまちづくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
うるおいのあるまちなみ整備	・ 親しみのある公園・緑地の充実 ・ 花と緑のまちづくり促進 など
景観づくりの充実	・ 公共サイン¹⁷等の整備 ・ 電線類地中化事業 など

¹⁶ 景観：景色や眺めを総称したもの。自然、都市、農村などの区分や歴史、人々のくらしなどの切り口により、景観の保全や形成といった、まちづくりが行われています。

¹⁷ 公共サイン：場所や方向、施設の位置などを示した公共的な標識、地図、案内誘導板等の総称。発見・理解がしやすく、個性や統一性のある公共サインが望まれます。

（２）安全な環境づくり

都市化が進み、生活様式が多様化し、快適・便利になる中で、地域の安全な生活環境を確保していくことも、まちづくりの大切な要素です。

このため、地域の環境保全に向けた、ごみ対策等の取り組みをはじめ、交通安全や防犯対策の充実、火災や災害からの安全の確保、救急・救助体制の確保など、誰もが安心して暮らすことのできる、安全な環境づくりに取り組みます。

①環境衛生

豊かな森林、清流などの自然環境、美しいまちなみは、私たちが快適な生活を営む上で、大切な環境資源です。これらの資源は、健康の維持・増進、子どもの健やかな成長にも欠かすことのできないものとなっています。

このため、地域の環境にやさしいまちづくりに向けて、環境基本計画¹⁸を策定するとともに、燃費が良く二酸化炭素の排出を抑制するエコカーを公用車に導入するなど、環境保全活動の充実に取り組みます。

また、貴重な資源の節約と環境への負荷を低減する手立てとして、リサイクル活動を促進し、循環型社会システム¹⁹の構築に向けた取り組みを、住民・事業所・行政が一体となって推進するとともに、ごみ処理等の関連施設の維持・充実に取り組みます。

さらに、自然環境と調和した墓地の整備や、火葬場などの環境整備に努めます。

区 分	主 要 事 業
関連計画の整備	・ 環境基本計画の策定 など
環境保全の充実	・ 地域の環境保全活動の充実 ・ エコカーの普及促進 ・ 廃棄物処理施設閉鎖事業 など
公害対策の充実	・ 公害の未然防止活動の充実 など
廃棄物処理対策の充実	・ 一般廃棄物最終処分場の整備 ・ ごみ収集・処理体制の充実 ・ ごみ減量化対策の充実 ・ 不法投棄対策の強化 ・ し尿処理対策の充実 など
環境衛生対策の充実	・ 墓地の整備 ・ 火葬場などの環境整備 など

②交通安全・防犯

¹⁸ 環境基本計画：環境にやさしい社会の仕組みづくりや、自然と人の共生などをめざし、その実現のための方策を明らかにするもので、環境基本法に位置づけられた計画。

¹⁹ 循環型社会システム：大量生産・大量消費・破棄の社会から、製品の再生利用や再資源化などを進めて資源の消費をできるだけ抑え、廃棄物ゼロをめざす社会やその仕組みのこと。

近年、自動車保有台数の増加や、国道450号（旭川・紋別自動車道）などの一部開通により、交通量が増大する中で、安全な交通環境を確保することも、重要な課題となっています。

このため、交通安全施設などの整備・充実により、誰もが安心できる交通環境づくりに取り組めます。

また、防犯についても、犯罪をなくし、明るい社会を築く方策として、街灯などのハード面の整備や、地域ぐるみの防犯体制を確立するためのソフト面を強化し、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに努めます。

区 分	主 要 事 業
交通安全の充実	・交通安全施設・設備の整備充実 ・歩道整備事業 ・意識啓発の充実 など
防犯の充実	・防犯灯の充実 ・街路灯整備事業 ・意識啓発の充実 など

③消防・救急・防災

火災、病気やけが、災害など、万一の際の備えを十分にしておくこともまた、くらしの安心感の向上につながる大切な要素です。

このため、現在、広域的に取り組んでいる消防、救急・救助体制の充実に取り組むとともに、自主的な防災活動を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
関連計画の整備	・地域防災計画²⁰の策定 など
消防の充実	・常備・非常備消防²¹体制の充実 ・消防施設整備事業 ・防火水槽整備事業 ・消防車両の整備 など
救急の充実	・救急・救助体制の充実 ・救急医療ネットワークの充実促進 ・高規格救急車の整備 ・救助工作車の整備 など
防災の充実	・自主防災組織の育成 ・防災無線の整備 など

²⁰ 地域防災計画：災害対策基本法に基づき、大規模災害等を予防したり、応急対策、復旧・復興対策などについて明らかにしておく計画。

²¹ 常備消防・非常備消防：常備消防とは、主に消防署に関連する消防体制のこと。これに対し地域の消防団等、住民による自主的な組織は非常備消防と言い、両者により消防体制が成り立っています。

3. 元気な産業と活力あるまちづくり

(1) 地域と共生する産業の充実

本地域には、環境と共生した産業や、人々の生活に密着した産業など、さまざまな産業が根付いています。こうした産業が地域と共生して、さらに発展する必要があります。

このため、地域の活力を創出し、定住を促進する上でも重要な要素である、基幹産業としての長い歴史を持つ農林業や、加工・製造等の独自の技術を持った工業など、産業の振興に努めるとともに、地域と共生する産業の充実に取り組みます。

①農林業

本地域の農業は、安全で良質な食糧の生産や安定供給に大きな役割を果たしていますが、消費者の環境問題に対する関心や、安全・健康志向が高まる中で、環境との調和に配慮した持続的な農業を展開し、消費者ニーズに的確に対応した、農産物の生産が求められています。

また、農業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲あふれる担い手の育成・確保が重要となっています。

本地域の林業は、木材価格の長期低迷や生産コストの上昇などにより、その経営状況は厳しさを増しています。

また、林業労働力の減少や高齢化の進行により、管理の行き届かない森林の増加が懸念されている一方で、森林には、水資源のかん養や国土の保全、保健休養の場の提供など、多様な機能を高度に発揮することが求められています。

このため、地域環境と共存しながら、長らく営まれてきた農林業の充実を進めます。また、生産基盤の整備や生産体制の強化をはじめ、担い手の育成確保や、地産地消²²を基本とした、地域の愛食運動²³にもつながるような生産の振興など、農林業経営の充実を促進します。

区 分	主 要 事 業
農業基盤の充実	・土地改良事業 ・農道の整備 ・農業関連施設・設備の充実 など
林業基盤の整備	・民有林（私有林）整備の促進（再掲） ・町有林整備の推進（再掲）

²² 地産地消：「地」域で生「産」されたものをその「地」域で「消」費すること。経済的な消費拡大のほか、ふるさとの誇りづくりなど、さまざまな効果があります。

²³ 愛食運動：北海道が推進する、道産農畜産物への愛食気運の醸成と消費拡大の取り組みを行う運動。

	・林道の整備 など
農林業生産の振興	・農業生産の振興 ・林業生産の振興 など
畜産業の振興	・公共牧場の整備充実 ・畜産担い手育成総合整備事業 ・家畜排せつ物の適正管理の促進 など
組織・人材の育成確保	・生産組織の育成 ・認定農業者等の育成確保 ・担い手対策の推進 など

②工業

本地域の工業は、木材工業や食品工業など、地域の特性をいかした地場資源活用型の加工業が多く、今後の地域経済への発展が期待されています。しかしながら、近年、輸入品との競争や製品価格の低迷などにより、本地域の地場産業は、厳しい状況に置かれています。

このため、原材料確保から消費者ニーズまでを、総合的にとらえるなど、地域の資源や特性を最大限に活用した、産業の創出や育成に努めます。

また、新町にふさわしい情報力と技術力を備えた新技術や、新製品を含む新たな産業分野の創出をはじめ、農林業など、関連産業との連携強化に努め、地場工業としての充実を図ります。

さらに、町の活性化につながる優良企業の育成に努めるとともに、工業拠点の形成、新規企業立地の誘導など、雇用の活力源となる環境づくりを促進します。

区 分	主 要 事 業
工業の振興	・地場工業の振興 ・工業技術の継承 ・工業拠点の形成 ・企業誘致事業 ・異業種間交流の推進 など

（２）ふれあう産業の充実

地域のくらし、観光による交流など、日々の生活や、ふれあいに関する産業もまた、地域に活力をもたらす大切な要素です。

このため、地域が一体となった魅力ある商店街の形成など、産業振興を通じた、にぎわいの場の創出や産業間の連携により、ふれあう産業の充実に取り組みます。

①商業

地域住民の日常生活と深い関わりを持った、くらしの広場や、地域の顔として発展してきた商店街は、大型店や郊外店の進出などにより、空き店舗が増加するなど、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しています。しかし、商店街は、地域住民のくらしをささえる大切な存在であるとともに、にぎわいや活気を演出する地域の産業として重要な位置を占めています。

このため、商業者の育成・支援や、商店街の育成、市街地の整備など、商業環境の形成に努めます。

区 分	主 要 事 業
商業・サービス業の振興	・ 商店街活性化事業 ・ 空き店舗対策事業 ・ にぎわい空間の形成促進 など

②観光・レジャー

近年の不況を反映して、長期滞在型の観光から、日帰り観光や身近な体験型・交流型観光へと質的な変化が見られます。本地域は、北大雪の山系からオホーツク海方面を中継する場所に位置し、花や温泉などの観光施設や登山に適した山岳を有していることから、広域観光や交流観光の視点を持ち、地域間の連携を進め、それぞれの特色をいかしながら、観光の充実に努める必要があります。

このため、豊かな自然環境や伝統文化など、地域の特性をいかした観光資源の有効利用を進めるとともに、高速交通ネットワークの整備を視野に入れた道路網との連携による観光ゾーンの形成などにより、観光産業の振興を促進します。

また、個別の観光拠点をはじめ、それらを結ぶネットワークの充実や、豊かな自然環境をいかした観光スポットを再発見するなど、地域らしさを打ち出した観光振興に努めます。

さらに、体験型や滞在型など、本地域との多様な結びつきをもたらすような観光の情報発信に努めます。

区 分	主 要 事 業
観光ゾーンの形成充実	・観光拠点施設の整備充実 ・観光ネットワークの充実 ・温泉設備の整備 など
ソフト対策の充実	・自然体験型観光の充実促進 ・歴史文化体験型観光の充実促進 など

③産業間連携

道内の中小企業を取り巻く環境は、情報化の進展や、産業・社会構造の変革などにより、大きく変化しています。このような中で、本地域の経済の持続的な発展を図っていくためには、地域の産業の活性化とともに、消費者のニーズに対応し、地域の特性をいかした、創造的で付加価値を高める産業間の連携が重要です。

このため、地域に広がるさまざまな産業が、新たな地域の活力となるよう互いに連携し、協調しあうことによって、域内産業としての循環性を持ち、統一ブランド化やオリジナル産品づくりなど、付加価値の高い製品開発を促進します。

また、こうした産業活動を通じ、本地域に理解や関心を持つ人々との輪を広げる形で、地域産業の情報発信に努めます。

区 分	主 要 事 業
地域ブランド化の推進	・特産品や伝統工芸品の振興 ・統一地域ブランドの形成 ・イベントの充実 など
地域産業の情報発信	・I T活用による産業情報の発信 ・固定客づくり など

（３）雇用環境の創造

産業構造の変化や勤労者の意識の多様化に伴い、長期的な雇用の安定に向けた取り組みが求められています。特に、若年層の雇用機会の確保は重要です。また、高齢化の進行や女性の社会進出がみられる一方で、障害者の雇用は、厳しい情勢が続いています。

このため、若年層の雇用機会の確保をはじめ、高齢者や女性の職場進出に対応した雇用・就業環境の整備や、障害者の雇用促進のための環境整備など、雇用環境の創造に取り組みます。

①雇用、労働

平均寿命の伸長や出生率の低下などにより、今後も労働者の高齢化が進行するとともに、中・長期的には、若年労働者の減少が見込まれるなど、労働力の構造の変化が予想されます。

また、経済の国際化、情報化等の進展による産業構造や企業活動の変化等、雇用環境が変化していく中で、パートタイム労働を含む多様な就業形態を視野に入れた、雇用の安定を図っていくことが求められています。

このため、地場産業の振興・育成・立地に努め、若者の地元定住を促進するとともに、魅力ある雇用の場の創出や職業能力の育成など、人材開発にかかる環境整備を促進します。

また、新規学卒者をはじめ、中高齢者・女性・障害者などの雇用機会の拡大に努めるとともに、勤労者が安心して働ける環境の改善・向上に努めます。

区 分	主 要 事 業
雇用、労働の充実	・雇用の場の創出 ・中高齢者、障害者雇用対策の充実 ・女性の労働環境の整備 ・職業能力開発の促進 など

4. 健康で生きがいを大切に、互いにささえあうまちづくり

(1) やすらぎある社会づくり

生涯を通じ、安心して暮らすことのできるふるさとづくりを進める上では、健康や生きがい対策などの側面から、住民を支援するためのしくみを整えておくことも大切なテーマです。

このため、保健・医療・福祉の連携強化を図り、さまざまな環境を整備することにより、誰もがいきいきと、ささえあいながら暮らすことのできる、やすらぎある社会づくりに取り組みます。

①保健

健康づくりには、保健センターなどの施設の充実や、保健師などの専門職をはじめとするマンパワー²⁴の確保が不可欠です。中でも、地域住民が、健康づくりを積極的に推進する健康づくり団体は、これからのまちづくりに大きな役割を果たすことになります。

このため、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、住民による健康づくり活動の推進を図るとともに、早期発見・早期治療のため、各種健(検)診事業の充実に取り組みます。

また、母子保健や精神保健²⁵も含め、多様化する保健ニーズに、効果的に対応するための施設・人材の充実に取り組みます。

区 分	主 要 事 業
保健関連施設の充実	・施設の充実、連携 など
健康づくり活動の充実	・情報提供の充実 ・健康づくりの意識啓発 ・健康づくり団体の活動支援 など
保健事業の充実	・母子保健の充実 ・老人保健の充実 ・国民健康保険の充実 ・各種保健の充実 など

②医療

高齢社会の到来により、安心して暮らせる医療体制の充実が求められています。また、核家族化が進み、社会的入院などによる医療費が増加しています。

このため、地域医療体制の充実や、高度医療・救急医療などの広域医療ネットワークの充実を促進します。

²⁴ マンパワー：労働力、人材などを示す言葉。介護に関わる福祉マンパワーや、ボランティア、人材派遣など、さまざまな分野で用いられています。

²⁵ 精神保健：精神的な健康の維持や回復などの取り組みに対して用いられる言葉。精神障害の予防・治療や精神的健康の維持・増進活動などを含んでいます。

また、保健事業²⁶や介護保険事業との連携強化により、医療費の適正化に取り組みます。

区 分	主 要 事 業
地域医療体制の充実促進	・ 医療施設の充実促進 ・ 休日・夜間診療の充実 など
広域医療ネットワーク体制の充実促進	・ 高度医療ネットワークの充実促進 など
医療費の適正化	・ 保健事業や介護保険事業との連携 など

③福祉

少子高齢化などを背景に、住民の福祉ニーズは、今後ますます、多様化かつ増大していくことが想定されます。

このため、民間活力をいかした福祉環境づくりを促進しつつ、対象者に応じた、きめ細かな福祉の充実に取り組みます。

また、生涯を通じた福祉のまちづくりの推進に向けて、高齢者の生きがいづくりや、次世代の育成支援と生涯学習の連携に取り組みます。

区 分	主 要 事 業
関連計画の整備	・ 地域福祉計画の策定 ・ 老人保健福祉計画の策定 ・ 介護保険事業計画の策定 ・ 障害者計画の策定 ・ 次世代育成支援計画の策定 など
地域福祉の充実	・ 各種施策の連携 ・ 民間活力の促進 ・ 関連施設の充実、連携 ・ 組織人材の育成 など
高齢者福祉の充実	・ 高齢者施設整備事業への支援 ・ 在宅サービスの充実 ・ 施設サービスの充実 ・ 生きがい対策の充実 など
障害者福祉の充実	・ 在宅サービスの充実 ・ 施設サービスの充実 ・ 社会参加の促進 など
児童福祉の充実	・ 保育所の充実 ・ 児童館の充実 ・ 学童保育事業 など
母子・父子福祉の充実	・ 親子ふれあい事業 など
社会保険基盤の充実	・ 国民健康保険の充実 ・ 介護保険事業の充実 など

²⁶ 保健事業：住民全般に関わる健康づくり活動や、健康診断、母子・成人・老人など対象者別保健、精神保健など、地域ではさまざまな保健事業が行われています。

5. いきいきとした心を育み、文化の薫るまちづくり

(1) 生涯学習社会づくり

価値観の多様化や余暇時間の増大など、社会環境の変化に伴い、芸術・文化・スポーツなどを通して生きがいをもち、充実した生活を営むことが求められています。また、新しい知識や技術を習得したいという学習意欲も高まっており、自由に学習機会を選択して学ぶことができる、生涯学習社会の形成が求められています。

このため、地域に暮らす生きがいや、ふるさと意識の高揚など、生涯を通した、さまざまな場面での学びの場づくりや、住民や時代のニーズに応じた、多様な学習機会の提供を通じ、豊かな心を育み、町民文化を醸成する環境の充実に努めるなど、生涯学習社会づくりに取り組みます。

①生涯学習環境

今日、生涯学習に対する関心や意欲が高まる中で、多様化した生涯学習社会に対応するためには、住民一人ひとりが主体的に、「いつでも・どこでも・誰でも」学べる学習環境の整備・充実が求められています。

このため、生涯学習の充実に向けた関連計画に基づき、住民一人ひとりの自発的・主体的な学習が円滑に進められるよう支援を行うとともに、多様な学習機会を実現する施設・設備の充実や、関連情報の提供などの生涯学習環境づくりに取り組みます。

区 分	主 要 事 業
関連計画の整備	・社会教育中期計画の策定 など
生涯学習基盤の整備	・生涯学習施設の充実 ・生涯学習情報の提供充実 など

②学校教育

学校教育は、次代を担う青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすとともに、社会基盤となる人づくりの最も基本的なものとして、極めて重要な役割を担っています。

このため、学校教育全般について、健全で機能的な教育環境を整備し、ゆとりと地域性をいかした特色ある教育内容の充実に努めます。また、教育的な側面から地域や家庭にも積極的にはたらきかけるとともに、学校施設の地域開放などを通じ、世代を超えたふれあい、学習機会の充実に努め、地域社会に開かれた学校づくりに取り組みます。

就学前教育においては、基礎的な生活習慣を身につけながら、心豊かに、のびのびと子どもが育つよう、親子活動や、保護者同士の交流を支援するなど、地域ぐるみによる教育の充実に努めます。

義務教育においては、自ら学び考える意欲を持ち、基礎学力を身につけ、生きる力と豊かな人間性を備えた児童・生徒の育成をめざし、教育内容や教育環境の充実・整備に努めるとともに、専門的な知識や、多様な経験を持つ地域の人材を学校教育に活用するなど、学校と地域の連携を推進します。また、地元の産物を活用するなど、学校給食の充実と、児童・生徒の健康的な食生活習慣の確立に努めます。

高等学校教育においては、時代に対応できる人材を育成するため、教育内容の充実と、国際化・情報化など、社会変化に対応した教育環境の充実に努めます。

区 分	主 要 事 業
学校教育の充実	・小中学校施設改修事業 ・教職員住宅整備事業 ・就学前教育の充実 ・義務教育の充実 ・高等学校教育の充実 ・多様な学校教育の充実（特別支援教育、家庭教育、心の教育、国際理解教育等） ・教育機器の整備 ・学校給食の充実 など
開かれた学校づくり	・学校施設・設備の開放充実 ・山村留学制度の推進 など

③社会教育

社会教育は、多様な学習要求に応じ、生涯にわたって学習する機会や活動を支援するものであり、豊かな生きがいのある人生を営んでいくために、その必要性は、ますます高まっています。

このため、幼年期から高齢期までの生涯学習の柱の一つである、社会教育の充実に努めます。そして、それぞれの年代や生活価値観に応じ、住民が自由に学べるよう、講座などの学習プログラムの充実をはじめ、自主的な学習グループ、リーダー層等の育成支援、図書館活動の充実、青少年の育成支援などを推進します。

④スポーツ・レクリエーション

区 分	主 要 事 業
社会教育の充実	・社会教育施設・設備整備事業 ・学習プログラムの充実 ・関係団体・グループ等の育成 ・指導者・リーダーの育成 ・公民館活動の充実 など
図書館の充実	・蔵書の充実 ・読書普及活動の充実 ・ネットワークの充実 など
青少年の健全育成	・活動の充実 など

スポーツ・レクリエーション活動は、健康保持・増進、精神的ストレスの解消、コミュニケーションなど、健全な心身をつくる役割を担っています。近年、週休二日制などによる余暇時間の増大により、健康づくりや体力づくりへの気運が高まっています。こうした状況にあつて、生涯スポーツの観点に立ち、活動の場の充実や参加機会の拡充をはじめ、一人ひとりが生涯にわたって、年齢や体力に応じたスポーツライフを送ることができる条件づくりが、より一層求められています。

このため、誰もが楽しみ、気軽にスポーツやレクリエーションに参加できるように、各種施設の整備・充実など、環境づくりに努めます。また、スポーツ団体・クラブの育成、指導者・リーダーの養成、さらには、各施設や団体などの情報提供に努め、住民一人ひとりが、気軽に自主的・主体的に活動する、生涯スポーツ・レクリエーションのまちづくりを推進します。

また、関係団体などと連携を持ち、各種スポーツ大会や合宿招致活動を推進し、スポーツの振興と交流人口の増加による、まちの活性化に努めます。

区 分	主 要 事 業
生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実	・スポーツ施設整備事業 ・生涯スポーツ・レクリエーションプログラムの充実 ・関係団体・グループ等の育成 ・指導者・リーダーの養成 など
生涯スポーツ・レクリエーションの広域的拠点形成	・合宿・研修施設整備事業 ・各種大会等の招致・受け入れ体制の充実 ・関連イベントの充実 など

⑤男女共同参画

さまざまな場面で人権の尊重が叫ばれる中で、男女の共同参画もまた、男女がともに平等な立場で社会に参画し、ともに責任を担う社会の実現に向け、地域や職場、家庭における相互理解を深めるための取り組みを促進する必要があります。

このため、関連計画に基づく施策・事業の展開により、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現をめざします。

区 分	主 要 事 業
男女共同参画社会づくり	・男女平等参画推進協議会の活動支援 ・男女共同参画社会づくり計画の策定 など

（２）地域文化の伝承・交流

豊かな地域文化を育むことは、ふるさとらしさを醸成し、地域の誇り、生きがいへとつながる、まちづくりの大切な要素です。

このため、歴史に由来する固有の文化資源や、住民の芸術・文化活動、生活文化といった、現代における地域の文化振興など、さまざまな側面から、地域の個性を尊重したまちづくりを推進し、地域文化の伝承・交流を促進します。

①文化遺産

文化遺産は、郷土に対する関心を高め、まちの歴史や文化、風土を発信するうえで重要な役割を担っています。先人が築き上げた郷土の歴史は、まちづくりの精神を今に伝える貴重な財産です。また、本地域では、旧石器時代の史跡が広がる白滝遺跡群など、先史時代の生活を伝える貴重な文化遺産が発掘されています。これらを保護し、後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務です。

このため、本地域に数多く点在する埋蔵文化財²⁷など、さまざまな文化遺産を適切に保存・管理するとともに、調査研究を進め、文化資源としての情報発信と、その活用に努めます。

区 分	主 要 事 業
文化遺産の保護・保存	・遺跡資料館整備事業 ・文化財の保存・管理 ・埋蔵文化財の調査研究 など
文化遺産の情報発信	・史跡公園整備事業 ・展示・紹介等スペースの充実 ・広報の充実 ・生涯学習教材としての活用 など

②芸術・文化活動

住民の日常生活の中では、芸術・文化活動に接する機会も多くなり、文化団体や各種サークルが活発に活動しています。近年、優れた芸術文化の鑑賞機会や、参加・交流を通じて、地域に根ざした文化活動に関心が持たれ、創作活動や発表の場、交流・鑑賞の場としての芸術・文化活動の拠点となる施設の整備が望まれています。また、芸術・文化活動を促進するためには、郷土の芸術文化などの自主的な活動に対する支援が求められています。

このため、芸術・文化活動拠点施設の整備に努めるとともに、既存施設や、これまでの取り組みをいかしながら、優れた芸術文化にふれる機会や場づくり、生涯学習活動の一環とし

²⁷ 埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財のことで、過去の活動跡（住居跡など）や使用されたもの（土器、石器など）全てのこと。本地域においては、湧別川流域を中心に数多く見られます。

て、住民による芸術・文化活動を促進します。また、郷土芸能の継承など、心にゆとりと豊かさのある、文化の薫り高いまちづくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
芸術・文化活動拠点施設の整備・充実	・芸術・文化活動拠点施設整備事業 ・歌句碑ロード整備事業 ・既存関連施設機能の充実 など
芸術文化活動の充実	・オホーツク文学館短歌賞・俳句賞の充実促進 ・関連団体・グループ等の育成 など

③地域のふれあい

合併による、ふるさとの広がりに伴い、地域住民がお互いを理解し合い、新しいふるさととしての認識を深め、地域の一体感を醸成する、新しいふるさとづくりを進めていくことが必要です。

このため、これまでの地域内の個性あふれるまちづくりや、豊かな自然環境などを結ぶ、ふれあい拠点の形成に努めます。また、合併により広がる、ふるさとへの相互理解や、世代間のふれあいを促進するとともに、さまざまな情報の提供に努めるなど、住む人、訪れる人の地域に根ざした多様な交流を促進します。

さらに、U・I・Jターン²⁸希望者の就職と移住を応援するため、各種情報誌への情報の提供など、積極的な情報の発信と受け入れ体制の充実に努めます。また、ふるさと会など、地元出身者との交流の促進により、活力あるふれあいの機会づくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
地域に根ざした多様な交流の促進	・ふれあい・交流拠点の形成 ・旧町村間交流の促進 ・世代間交流の促進 など
活力あるふれあいの創造	・U・I・Jターンの促進 ・ふるさと会等の交流促進 など

④地域間交流・国際交流

国内外のさまざまな地域の人々との交流は、産業・経済・文化など、幅広い分野で地域の活性化を促すことが期待されるとともに、地域の一体感を醸成する大きな契機となりうるなど、ふるさとづくりにつながる重要なものです。

²⁸ U・I・Jターン：卒業後等の人の動きをあらわした言葉で、転出後、戻ってくるUターン、他地域から転入するIターン、転出後、地域の近くまで戻るJターンがあります。

このため、これまで育んできた国内外の姉妹都市²⁹や、友好都市³⁰との交流をもとに、さまざまな交流を促進します。

また、外国人受け入れによる外国語指導助手の配置など、異文化を、より身近に感じることによる、国際感覚に富んだ人づくりを促進します。

さらに、情報化の進展によるメリットをいかし、国際化を意識したホームページづくりに努めるなど、国際化に対応したまちづくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
地域間交流の推進	・ 姉妹・友好都市交流の推進 など
国際交流の推進	・ 姉妹・友好都市交流の推進 ・ 国際理解活動の推進 ・ 外国人受け入れの推進 など

²⁹ 姉妹都市：文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市。本地域でもさまざまな分野での姉妹都市交流が行われています。

³⁰ 友好都市：姉妹都市と同じ意味ですが、協定など正式な取り決めを経ずにふれあい、交流を行う場合に使われることもあります。

6. みんなで進める協働のまちづくり

(1) 地域ぐるみのまちづくり

社会構造の変化により、住民のニーズは日々多様化しています。また、社会経済や行財政を取り巻く環境は厳しく、これまでの行政主導によるまちづくりから、住民と行政が一体となった協働による地域ぐるみのまちづくりが求められています。

このため、協働のまちづくりを進める指針を確立し、住民の参画機会の充実を図るとともに、地域社会を形成するコミュニティ³¹の育成・支援、人材育成に努め、地域ぐるみのまちづくりに取り組みます。

①住民と行政の協働

地方分権が進む中であって、行政情報の公開と個人情報の保護を前提として、これまで以上に住民が行政に参画できるようパブリックコメント³²手続きなどの制度を確立し、住民と行政の相互理解のもとに協働のまちづくりを進めていく必要があります。

このため、広報紙やホームページなどによる行政情報の発信や、住民との対話を通してまちづくりの視点を理解し合うとともに、地域の社会活動をささえる諸団体と連携し、協力して協働のまちづくりを推進します。

区 分	主 要 事 業
まちづくり情報の提供	・ 広報・広聴活動の充実 ・ 情報公開 など
協働機会の充実	・ まちづくり団体、NPO ³³ への支援 ・ まちづくりサポート会議（仮称）の設置促進 など

②コミュニティ

住民にとって、最も身近な地域社会であるコミュニティは、まちづくりの基盤であり、住民生活に欠かすことのできない場ですが、昨今の核家族化、少子・高齢化の進行や、日常生活に対する価値観の多様化などにより、地域の連帯意識が希薄になっていくことが懸念されています。

このため、地域社会が心ふれあう連帯感のある地域となるよう、地域に根ざしたコミュニティ活動の役割を尊重し、守り、育てるよう努めるとともに、活動拠点となる交流の場を充実し、コミュニティづくりを推進します。

³¹ コミュニティ：生活や自治の基本的な単位・基盤となるもので、集落や市街地など、一定のまとまり。

³² パブリックコメント：行政の意志決定過程において、行政機関が、広く住民に素案を公表した上で意見を募集し、それを考慮して意志決定を行うこと。

³³ NPO：営利を目的としない民間の活動組織のこと。福祉やまちづくりなど、全国各地でさまざまなNPOが活動しています。（Non Profit Organization）

区 分	主 要 事 業
コミュニティの充実	・コミュニティ活動の育成、支援 など
コミュニティ環境の充実	・コミュニティ拠点施設の充実 ・組織・人材の育成 など

③地域審議会

合併によって行政区域が拡大することにより、地域住民の意見が、新町の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があることから、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、よりきめ細かな行政を推進していく必要があります。

このため、旧町村の区域単位とした、住民の代表を委員として構成する地域審議会³⁴を設置するとともに、各地区との連携を図りながら、地域におけるニーズを把握し、新町のまちづくりへ反映していくよう努めます。

区 分	主 要 事 業
地域審議会の充実	・地域審議会の育成 ・地域審議会のネットワークづくり

³⁴ 地域審議会：合併後も旧市町村単位の意見や要望をきめ細かくまちづくりに反映させるため、法律に基づき設置することができる組織。

（２）行財政運営

限られた財源を有効に使用し、多様化するまちづくりのニーズに効果的な対応をしていくためには、行財政運営のさらなる効率化が必要となります。

このため、民間活力の導入や広域連携の推進など、さまざまな取り組みに努めます。

また、行政サービスの水準を維持し、低コストで効果的なまちづくりを継続的に進めるための計画を策定し、行財政運営の整備に取り組みます。

①行政運営

地方分権の推進により、行政として取り組むべき課題は、ますます複雑で多様化しており、計画的・効果的な行政運営に努め、行政サービスを行っていく必要があります。

このため、長期的な展望に立ち、総合的・計画的な行政運営を進めていく上での基本的な指針となる、新町総合計画を策定します。

情報技術（ＩＴ）の推進による効率的な行政運営体制や、職員の資質向上などを一層進めるとともに、行政に関する情報を住民と共有し、目標と評価を管理する体制づくりに努め、住民と行政による、協働のまちづくりを実践するための環境づくりに取り組みます。

区 分	主 要 事 業
関連計画の整備	・総合計画の策定 など
行政運営の効率化	・行政改革の推進 ・組織機構の見直し ・行政情報化の推進 など
循環性と広がりのある行政運営の充実	・地域情報化の推進 ・自治体運営パートナーシップ会議（仮称）の設置 ・行政評価の推進 ・庁舎の整備 など・
職員の資質向上	・研修の充実 など

②財政運営

国・地方の財政は、長引く景気の低迷により税収が減少する一方、今日までの積極的な公共投資による多額の負債を抱え、極めて厳しい状況にあります。

また、地方交付税や補助金・負担金の廃止・縮減など、国が行う財政支援制度の見直しや、税源移譲が進められる中であって、地方がこれまでの住民サービスを維持していくためには、歳入の確保と歳出の削減に向け、継続的な取り組みを行っていくことが大変重要となります。

このため、町税などの収納率向上や、受益者負担の適正化により、自主財源の確保に取り組むとともに、事務事業の見直し、事業の精選、職員の適正配置などによるコスト削減に取

ります。

また、P F I³⁵をはじめとする民間活力の導入などの検討を行うとともに、合併によるメリットをいかした、効率的な財政運営体制の構築を進めるなど、限られた財源の中で、最大の効果を上げられるような財政運営に取り組めます。

区 分	主 要 事 業
自主財源の確保	・適切な徴税等の推進 ・受益者負担の適正化 など
効果的な財政運営の充実	・P F I などの民間活力の導入の検討 ・財政運営体制の構築 など

③広域連携

一部事務組合・広域市町村圏など、町の枠組みを超えた広域的連携のもとで、効果を発揮する事務・事業も多くあります。

このため、合併後においても、関係市町村が互いに特色をいかしながら、共通の目標と連携を基調とした関連計画を整備するとともに、広域の事務・事業の充実に努め、効果的な運営に取り組めます。

区 分	主 要 事 業
関連計画の整備	・広域市町村圏振興計画 ³⁶ の推進 など
広域ネットワークの充実	・広域事務・事業の充実 など

³⁵ P F I：公共事業において、民間事業者の資金、経営能力、技術力などを活用し、より効率的・効果的に進める手法。(Private Finance Initiative)

³⁶ 広域市町村圏振興計画：複数の市町村で構成される広域市町村圏が一体的な振興発展を図るため、将来像や施策等を示す計画。本地域においては、遠紋地区広域市町村圏に属しています。

7. 新しいふるさとづくりプロジェクト（『e-ISM～イーイズム』プロジェクト）

まちづくりの将来像「森林と清流・こころいきいきふれあいのまち『e-ISM～イーイズム』」は、まちづくりの基本理念である「心たいせつ、夢たいせつ、北大雪の協働空間」を踏まえ、豊かな地域の実現をめざすものです。

この将来像を実現するためには、さまざまな分野において、住民が主体となって、まちづくりを総合的に推進していく必要があります。

このことから、未来を志向する重点事業として、住民と行政が一緒になって、プロジェクト委員会を立ち上げ、次の内容（例示）をもとに検討することとし、ソフト面を重視したプロジェクトを推進するよう提案します。

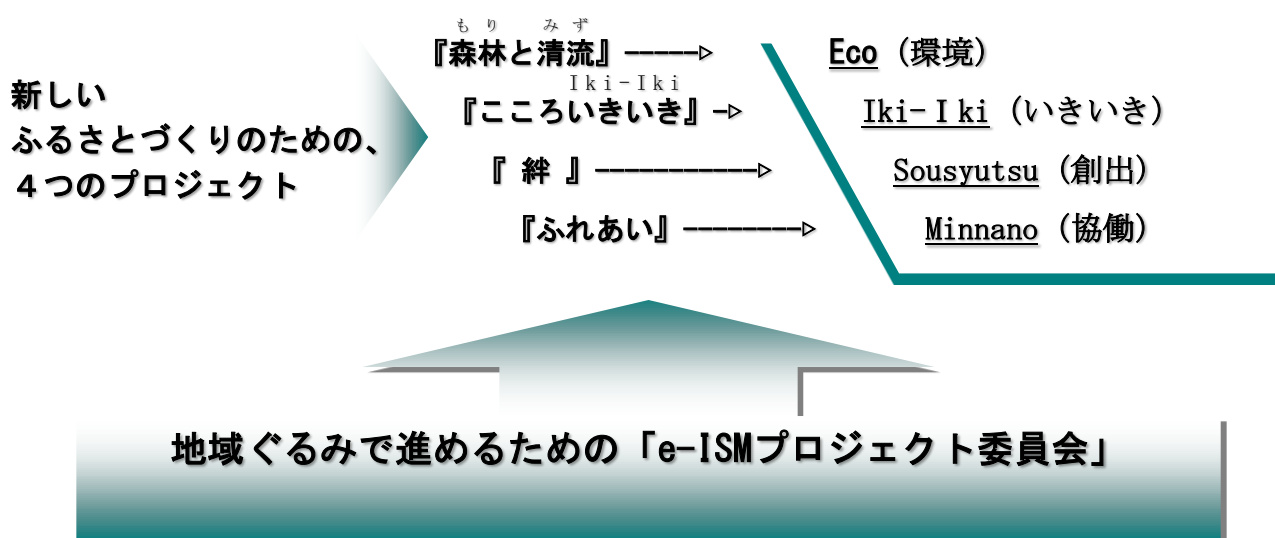
プロジェクト推進の目標

- 住民と行政との協働（パートナーシップ）によるまちづくりの推進
- 新町の速やかな一体化の推進
- 地域の個性や特徴をいかしたまちづくりの推進
- 持続可能な自治体運営の確立

プロジェクトの進め方

- 住民と行政による「e-ISMプロジェクト委員会」を設置し、目標に向けてのプログラムなどを検討します。

図ー新しいふるさとづくりプロジェクト



プロジェクト内容（例示）

も り み ず E c o 『森林と清流』環境プロジェクト(E-プロ)

【方向性】

わたしたちの生活は、ふるさとの大地から、たくさんの恵みを授かりながら営まれています。これを自ら護り、育て、豊かな自然を後世に伝えるため、「森林と清流」の環境づくりをめざします。

【検討項目】

- 1 湧別川づくり事業（河川・森林環境の整備と維持、水源保護構想の検討など）
- 2 地産地消の展開（恵まれた自然環境を生かした地場製品の消費拡大、利用拡大など）

I k i - I k i 『こころいきいき』プロジェクト(I-プロ)

【方向性】

地域がいきいきとするためには、そこに暮らす人々が元気であることが重要な要素です。このことから、新しいふるさとを自ら創る意識を醸成し、人々の活気を促すことにより、「こころいきいき」としたまちづくりをめざします。

【検討項目】

- 1 地域づくりイベントの充実（既存イベントの協力体制の構築など）
- 2 各種大会・合宿の招致（地域環境を生かした宣伝活動とサポート体制の充実・強化の検討など）

Sousyutsu 『絆』創出プロジェクト(S-プロ)

【方向性】

新町には個性豊かな4つの地区拠点があります。これまでの町村間の枠を越え、多様な芸術・文化活動や健康スポーツ活動などを通して交流を深めることにより、「絆」のあるまちづくりをめざします。

【検討項目】

- 1 芸術・文化活動による交流の推進（芸術・文化団体などの交流促進、貴重な地域資源（例えば埋蔵文化財など）を生かした特色のあるまちづくりの検討など）
- 2 健康スポーツ活動による交流の推進（健康づくり団体やスポーツ団体などの交流促進など）

Minnano 『ふれあい』協働プロジェクト(M-プロ)

【方向性】

「ふるさと」は、そこに暮らすみんながふれあい助け合う中で、創り守っていかなければなりません。このため、地域の人々が一体となってまちづくりを進める「協働体制」を整備し、経営的な視点を取り入れた持続可能な地方自治体を確立します。

【検討項目】

- 1 自治体運営パートナーシップ会議（仮称）の設置（住民と行政との役割分担の明確化や行財政運営の効率化等の検討など）
- 2 まちづくりサポート会議（仮称）などの設置促進（住民活動を積極的にささえる、支援組織の育成など）

第6章 北海道事業の必要性

本地域は、森林や清流に包まれた豊かな環境を形成し、広大な町域の中で、農業をはじめとする産業、悠久の歴史性などを資源としてこれまでまちづくりを進めてきました。

今後も、こうした地域資源や特徴をいかし、周辺自治体との広域連携を強めながら、いきいきとした暮らしの場として、また、産業、ふれあいなど、さまざまな活力が創造されるまちづくりを進めていこうとしています。

本計画に示すこうした目標を実現するためには、北海道が主体となって実施する事業が必要不可欠であり、今後、北海道に支援を期待する事業として、以下のとおり示すものです。

○北海道事業の概要

北海道との連携により進められるべき事業として、次のような内容を見込んでいます。

表－北海道事業の概要

基本方針	区 分	主 要 事 業
豊かな自然環境と共生するまちづくり	水環境の整備	・地すべり対策事業 ・河川改修事業 など
	幹線道路網の充実	・道路改良事業 など
	道路環境の充実	・駅通り・広場整備事業 など
安全・安心で住みごこちの良いまちづくり	交通安全の充実	・交通安全事業（歩道整備事業）など
元気な産業と活力あるまちづくり	農業基盤の充実	・畑地帯総合整備事業 ・かんがい排水事業 ・農道整備特別対策事業 など
	林業基盤の充実	・小規模治山事業 など
	畜産業の振興	・畜産担い手育成総合整備事業 など

第7章 公共施設の整備・配置方針

本地域は、総面積が約1,300平方キロメートルに及ぶ広大な面積を有しており、くらしの基盤となる集落・コミュニティは、旧町村それぞれの中心部をはじめ、各地区に点在している状況にあります。

合併後の役場庁舎をはじめ、教育・福祉・文化・スポーツなどの公共施設の整備・配置については、本地域の地勢条件や人口の動向を踏まえ、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、次の方針により進めていくものとします。

【方針】

- 既存の公共施設の整備・配置については、単に合理性や効率性だけをもとに捉えることなく、各地区の均衡ある発展を踏まえて、統合整備も含めた適正な配置を進めていくものとします。なお、旧役場庁舎については、住民サービスに十分配慮し、必要な機能を充実するものとします。
- あらたな公共施設の整備・配置を進めるにあたっては、合併後の中・長期的な財政状況を展望し、事業の効果などについて十分に検討を行うとともに、可能な限り既存施設を有効利用しながら、効率的な整備に努めるものとします。

第8章 財政計画

1. 財政計画にあたって

(1) 財政計画の考え方

本地域の財政計画は、普通会計を対象に合併後20年間の財政収支を見通し、作成しています。

作成に当たっては、過去の財政実績を踏まえ、新町まちづくり計画に基づく事業実施に伴う財政への影響、合併による経費の削減効果、国・道の財政支援措置等を反映させています。

なお、今後の景気の動向や国と地方の関係、さらには、今後の財政を取り巻く条件など、多くの不確定要素があるため、本計画における財政動向も変動することが予想されます。

(2) 財政計画の内容

本財政計画は、次のような内容により作成しています。

○歳入

・地方税

個人の町民税は、将来推計人口を基に勘案して見込んでいます。その他の税は、過去の実績を踏まえ、現行税制度を基本に見込んでいます。

・地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定するとともに、合併補正分として5か年間の交付税措置を見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績額を勘案して見込むとともに、合併措置分として3か年間の交付税措置を見込んでいます。

・地方債（町債）

地方債については、新町まちづくりのための事業として、既存の起債制度による地方債（町債）の借入れを見込んでいます。

また、基金造成分として合併特例債の充当を見込んでいます。

・その他

その他には、国庫支出金、道支出金及び使用料・手数料等を見込んでいます。

○歳出

・人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することにより、一般職員の人件費削減と合併に伴う特別職及び議会議員等の減による効果を見込んでいます。

・公債費

公債費については、地方債（町債）の償還見込額と、新町まちづくりのための事業に係る地方債償還額を見込んでいます。

・扶助費

扶助費については、過去の実績額を勘案して見込んでいます。

・普通建設事業費

普通建設事業費については、財政運営の健全性を確保することを前提として、新町まちづくりのための事業を見込んでいます。

・その他の経費

その他の経費については、物件費、補助費及び繰出金等を見込んでいます。

2. 財政計画

図一合併後の財政計画

単位：百万円

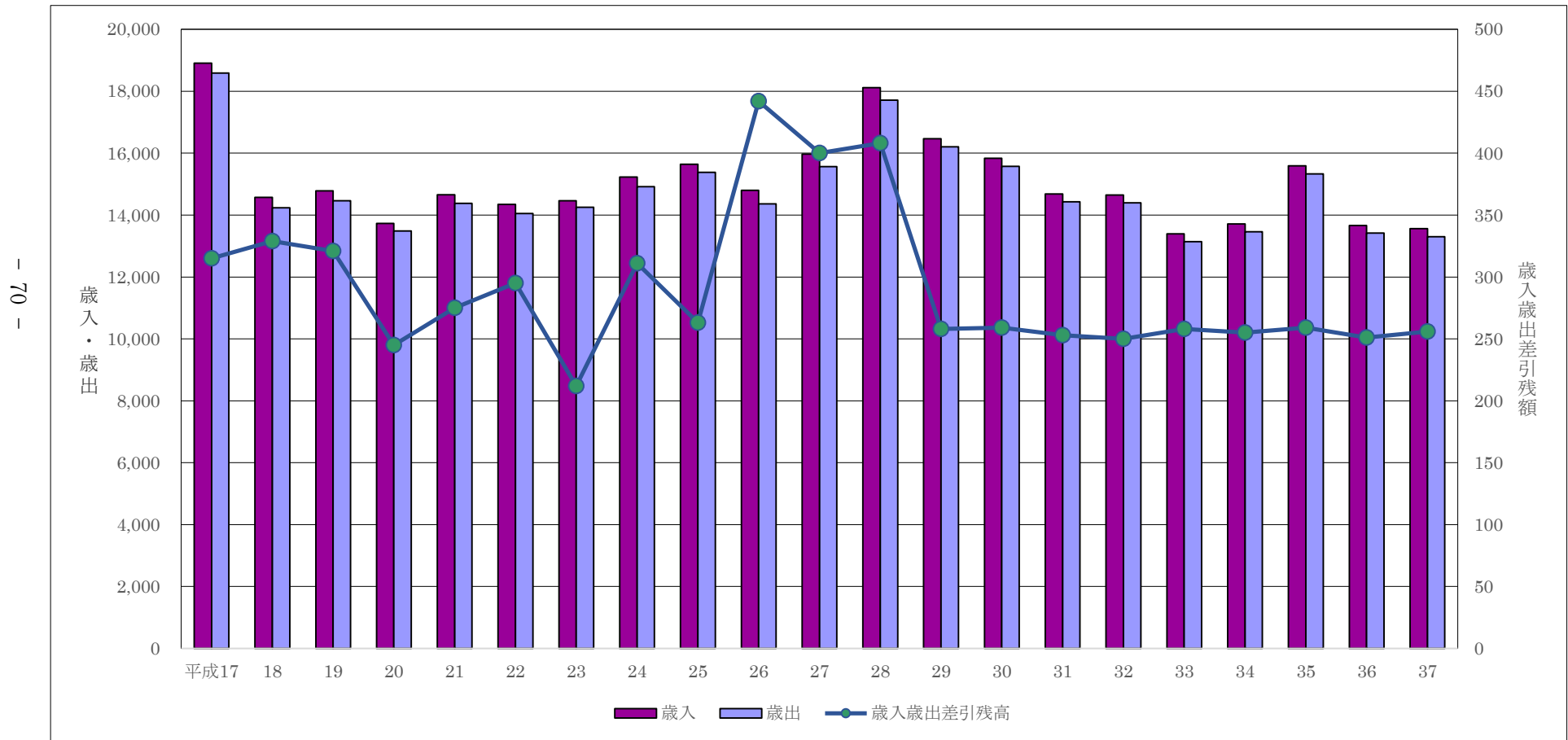


表-合併後の財政計画（財政収支の見通し）

(歳入)		(単位：百万円)																			
年 度	平成17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
地 方 税	2,102	2,080	2,256	2,216	2,111	2,104	2,103	2,072	2,093	2,122	2,073	2,070	2,067	2,062	2,059	2,057	2,054	2,048	2,046	2,044	2,041
地 方 交 付 税	7,293	7,187	7,054	7,345	7,369	7,639	7,714	8,412	8,281	7,797	7,794	7,572	7,262	7,163	7,173	7,204	7,098	7,137	7,183	7,144	7,043
地方債（町債）	4,760	1,426	1,663	1,394	1,230	1,308	1,488	1,921	1,827	1,269	2,553	3,657	3,297	2,363	1,772	1,614	1,046	1,220	2,511	1,233	1,306
そ の 他	4,751	3,875	3,808	2,777	3,947	3,292	3,156	2,825	3,440	3,613	3,546	4,819	3,838	4,246	3,674	3,774	3,197	3,309	3,851	3,246	3,169
歳 入 合 計	18,906	14,568	14,781	13,732	14,657	14,343	14,461	15,230	15,641	14,801	15,966	18,118	16,464	15,834	14,678	14,649	13,395	13,714	15,591	13,667	13,559

(歳出)																					
内訳	義 務 的 経 費	6,679	6,513	6,356	6,308	6,424	5,713	5,926	5,738	5,600	5,636	5,579	5,500	5,455	5,446	5,605	5,742	5,588	5,619	5,631	5,608
	人 件 費	3,026	3,038	2,908	2,770	2,625	2,577	2,529	2,429	2,359	2,331	2,267	2,212	2,219	2,189	2,193	2,166	2,172	2,146	2,153	2,133
	公 債 費	2,968	2,849	2,795	2,897	3,133	2,269	2,481	2,342	2,310	2,265	2,225	2,240	2,192	2,217	2,376	2,544	2,380	2,449	2,462	2,459
	扶 助 費	685	626	653	641	666	867	916	967	931	1,040	1,087	1,048	1,044	1,040	1,036	1,032	1,028	1,024	1,020	1,016
	投 資 的 経 費	3,975	2,680	2,884	2,144	2,262	2,291	2,298	2,358	3,130	2,225	3,515	5,615	3,604	4,318	2,962	2,889	1,753	1,915	3,867	2,001
	うち普通建設事業費	3,974	2,406	2,746	2,144	2,262	2,279	2,174	2,300	3,116	2,162	3,445	5,545	3,534	4,248	2,892	2,819	1,683	1,845	3,797	1,931
	そ の 他 の 経 費	7,937	5,046	5,220	5,035	5,696	6,044	6,025	6,823	6,648	6,498	6,472	6,595	7,147	5,811	5,858	5,768	5,796	5,925	5,834	5,807
	歳 出 合 計	18,591	14,239	14,460	13,487	14,382	14,048	14,249	14,919	15,378	14,359	15,566	17,710	16,206	15,575	14,425	14,399	13,137	13,459	15,332	13,416

歳入歳出差引残額	315	329	321	245	275	295	212	311	263	442	400	408	258	259	253	250	258	255	259	251	256
----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

基 金 残 高	3,453	3,016	2,646	3,102	3,520	4,839	5,874	7,359	8,881	8,836	9,188	9,632	10,049	10,090	10,053	9,773	9,572	9,354	9,245	9,118	9,047
地方債（町債）残高	25,890	24,972	24,319	23,261	21,752	21,141	20,477	20,358	20,152	19,405	19,954	21,588	22,927	23,322	22,973	22,297	21,211	20,222	20,502	19,509	18,700